

案

第3次
えびの市男女共同参画基本計画
〔2019年度～2023年度〕

平成31年3月

宮崎県えびの市

— 目 次 —

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 基本理念	2
4 基本目標	3
5 計画の期間	3
第2章 計画策定の背景	4
1 社会経済情勢の変化	4
2 国の主な動向	6
第3章 計画の内容	7
1 施策の体系	7
2 施策の内容	9
重点目標1 固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しに向けた、男女共同参画意識の醸成を図る教育・学習の推進	9
重点目標2 男女ともに「個人の能力発揮」が可能であり、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備 【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画1】 ..	19
重点目標3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画2】 ..	28
重点目標4 男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶	36
重点目標5 「すべての人の人権の尊重」を踏まえる健康支援	46
重点目標6 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせる環境の整備・	53
重点目標7 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進	63
第4章 計画の推進	68
1 推進体制の充実	68
2 推進体制図	69
 別表1 計画が目指す数値目標	70

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」等に基づく国際社会における動向と連動して進められてきました。

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が制定され、「第1次男女共同参画基本計画」（平成12年12月）策定以降、第2次・第3次を経て、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、これらの計画に基づく取組が推進されてきたところです。

本市においては、平成16年7月に「えびの市男女共同参画プラン」、平成21年12月に制定した「えびの市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）に基づく「第2次えびの市男女共同参画基本計画」を平成26年3月に策定し、男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めてきました。

その間、平成18年10月には、「えびの市女性相談所」を開設し、配偶者等からの暴力など性別に起因する暴力の防止と救済、性別に由来する様々な困難をかかえる人の相談・支援を行ってきました。

一方、平成29年12月に実施した「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」（以下「意識調査」という。）によると、これまでの取組により一定の成果はみられるものの、依然として男女の不平等感や固定的性別役割分担意識は根強く存在しており、解決すべき課題は残されています。

また、今後さらに少子高齢化・人口減少による人口構造の変化は加速度的に進行することが予測される中、多様性に富んだ活力ある社会の実現に向けて、女性が、男性とともに個人としての能力を十分に発揮できるよう、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定されました。本市においても、この法律に基づく対応が要請されており、男女共同参画社会の形成に向けた取組は新しい段階に入りました。

このような男女共同参画社会の形成に係る国の動向を踏まえ、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に対応する「第3次えびの市男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、基本法第14条第3項の規定に基づく法定計画です。
- (2) 本計画は、条例第9条の規定に基づき策定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (3) 本計画は、「えびの市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と一体的に推進します。
- (4) 本計画は、重点目標2・3を、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく推進計画とし、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を一体的に策定します。

3 基本理念

本計画は、条例第3条第1項～第6項に規定する基本理念に基づき策定します。

「すべての人の人権の尊重」

男女共同参画の推進は、すべての人の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること等、すべての人の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

「社会における制度又は慣行についての配慮」

男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行が、すべての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

「政策・方針の立案及び決定等への共同参画」

男女共同参画の推進は、すべての人が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定等に参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。

「社会のあらゆる分野での教育及び学習機会の確保」

男女共同参画の推進は、社会のあらゆる分野において、教育及び学習の機会が確保されることを旨として行われなければならない。

「性の尊重に基づく健康への配慮」

男女共同参画の推進に当たっては、すべての人が、それぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されなければならない。

「国際理解及び国際協力」

男女共同参画の推進に当たっては、国際理解及び国際協力の理念の下に行われるよう配慮されなければならない。

4 基本目標

本計画において、男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」に基づき、市民一人ひとりが、個人としての尊厳が尊重されること・性別による差別的取扱いを受けないこと・個人として能力を発揮する機会が確保されることについての意識が、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における活動において深く浸透することを基本とする男女共同参画施策を推進することによりめざすえびの市の姿を基本目標として定めます。

基本目標

- ・ 一人ひとりの人権が尊重され、尊厳をもって生きることができる人づくり
- ・ 固定的性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方が選択できる環境づくり
- ・ 男女が共に個性と能力を発揮し、多様性に富んだ豊かで活力ある地域づくり

5 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

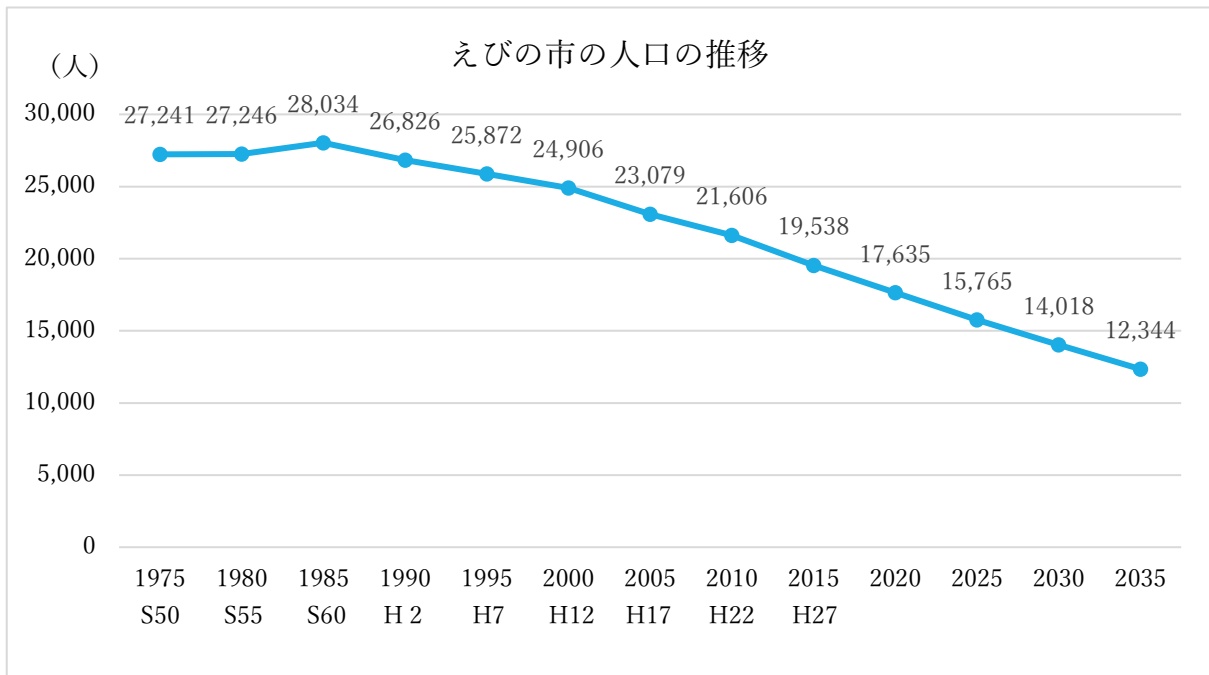
第2章 計画策定の背景

1 社会経済情勢の変化

(1) 少子高齢化の進行・人口減少による人口構造の変化

本市の人口は、昭和60年の28,034人を1つの頂点として減少が続いており、平成27年には19,538人になっており、今後人口減少は加速度的に進行することが予測されています。

年齢区分別の人口推移をみると、14歳以下人口や15～64歳の生産年齢人口は減少する一方、65歳以上人口は増加してきており、本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、昭和45年の10.3%が平成30年には40.6%に上昇し、高い水準で推移しています。



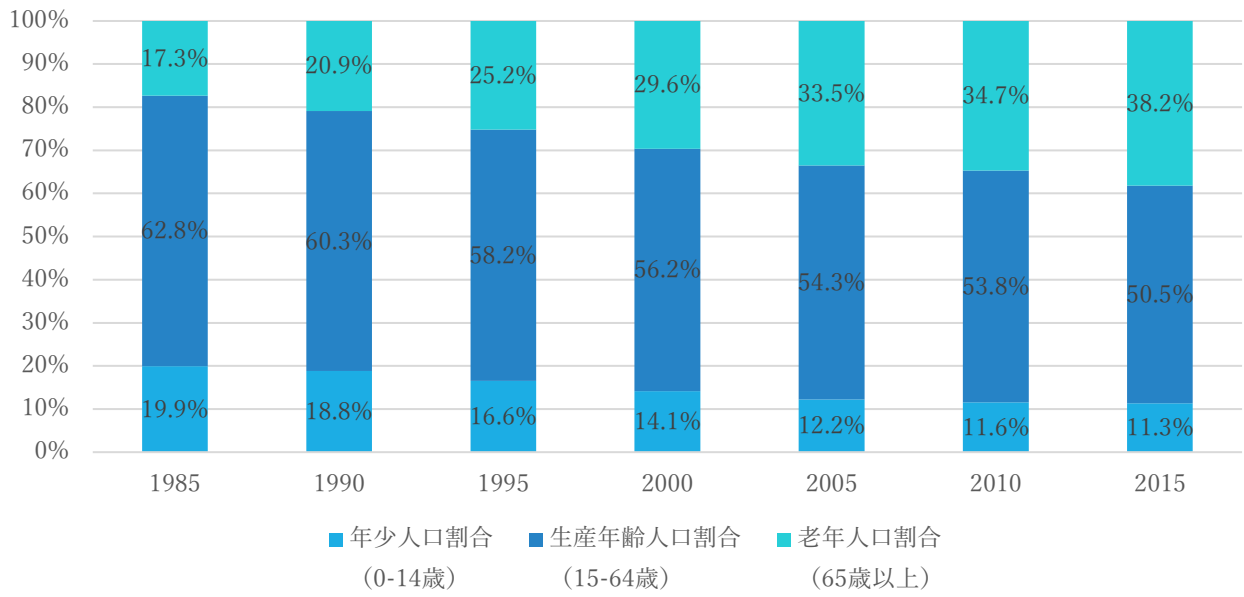
資料：2015年までの人口は国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

(2) 家族形態の多様化

若年者や高齢者の単独世帯が増加する一方、夫婦と子ども世帯は減少しており、1世帯あたりの人員は減少傾向にあります。今後さらに世帯数が減少する中、単独世帯が占める割合が一層高くなることが予測されます。

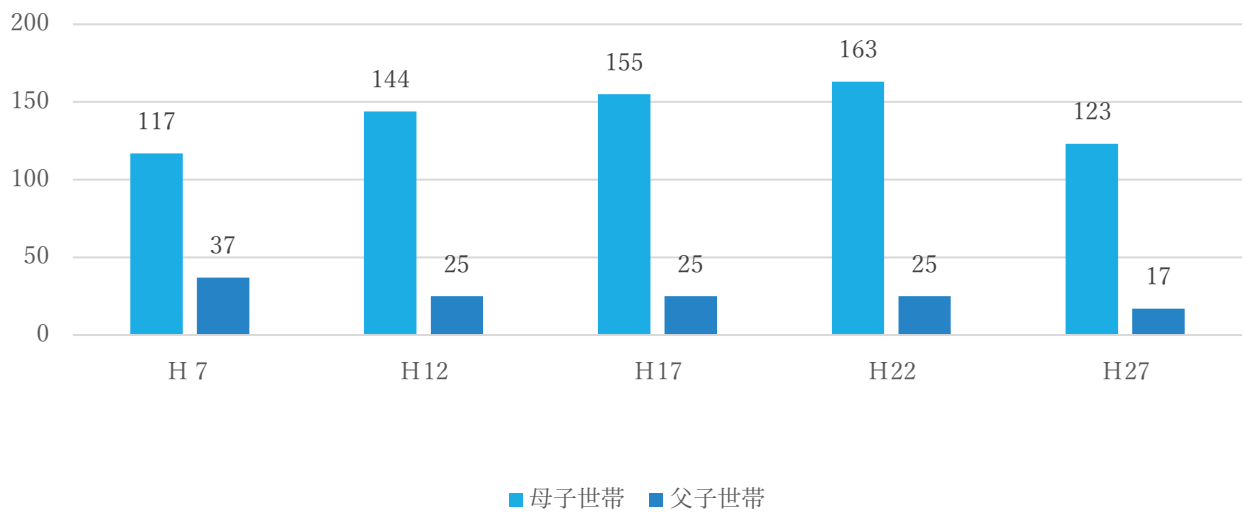
また、世帯数に占める母子世帯の割合は、父子世帯に比べ高くなっています。えびの市の平成27年のひとり親世帯数は、平成22年と比較して減少していますが、母子世帯の割合は父子世帯に比べ高い状況です。

えびの市年齢3区分人口推移



資料：国勢調査

(世帯) えびの市のひとり親世帯の推移



資料：国勢調査

2 国の主な動向

※第2次計画策定（平成26年3月）以降の動向

(1) 「生活困窮者自立支援法」の施行

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、「一人ひとりの尊厳の尊重」を基本とする自立支援策の充実を図るため、相談支援・就労支援・居住確保支援・家計相談支援等を内容とする「生活困窮者自立支援法」が、平成27年4月に施行されました。

(2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定

事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための「事業主行動計画」の策定を義務付けるとともに、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が、基本法に基づく個別実施法として平成27年9月に制定されました。

(3) 「第4次男女共同参画基本計画」の策定

社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していくためには、あらゆる分野への女性の参画の拡大が必要であること、増加する非正規雇用やひとり親等生活上の困難に陥りやすい女性等への実情に応じた支援が必要であること、地域の実情・特性を踏まえた全国各地での主体的な取組が必要であること等の観点から、改めて、男女共同参画社会の実現を我が国における最重要課題として位置づけた内容の「第4次男女共同参画基本計画」が、平成27年12月に閣議決定されました。

(4) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の公布・施行

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、平成30年5月に公布・施行されました。

第3章 計画の内容

1 施策の体系

基本目標

第3次えびの市男女共同参画基本計画の推進によりめざすえびの市の姿

- ・ 一人ひとりの人権が尊重され、尊厳をもって生きることができる人づくり
- ・ 固定的性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方が選択できる環境づくり
- ・ 男女が共に個性と能力を発揮し、多様性に富んだ豊かで活力ある地域づくり

重点目標 1	固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しに向けた、男女共同参画意識の醸成を図る教育・学習の推進
施策の方向 1	固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しにつながる、市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図る広報・啓発の推進
施策の方向 2	学校における男女共同参画に関する教育・学習の推進
施策の方向 3	家庭・地域における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しにつながる教育・学習の充実
施策の方向 4	男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人の男女共同参画意識の醸成を図る取組の推進
重点目標 2	男女ともに「個人の能力発揮」が可能であり、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備 【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画 1】
施策の方向 1	男女ともに「個人の能力発揮」が可能であるための雇用環境の整備促進
施策の方向 2	多様なライフステージに応じて、男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備促進
重点目標 3	政策・方針決定過程への女性の参画拡大 【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画 2】
施策の方向 1	雇用分野における女性の参画拡大を図る取組への支援
施策の方向 2	行政分野・教育分野における女性の参画拡大を図る取組の推進
施策の方向 3	農業・商工業の分野における女性の参画拡大を図る取組への支援
施策の方向 4	地域における団体・組織の方針決定への女性の参画拡大を図る取組への支援
施策の方向 5	防災分野における女性の参画拡大を図る取組の推進
施策の方向 6	女性のエンパワーメントを支援する取組の推進

重点目標 4 男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶	
施策の方向 1	性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない社会環境の醸成を図る取組の推進
施策の方向 2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進
重点目標 5 「すべての人の人権の尊重」を踏まえる健康支援	
施策の方向 1	生涯を通じた女性の健康支援
施策の方向 2	生涯にわたる男女の健康の包括的支援
重点目標 6 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせる環境の整備	
施策の方向 1	複合的に困難な状況にある一人ひとりの生活の安定と自立に向けた男女共同参画の視点を踏まえる包括的な支援
施策の方向 2	誰もが安心して暮らすことができる生活基盤の充実を図る取組の推進
重点目標 7 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進	
施策の方向 1	地域コミュニティの「共助」の力量を高める男女共同参画の視点に立った基盤づくりへの支援
施策の方向 2	多様な人々による男女共同参画の視点に立った住民参加を進める取組の推進

2 施策の内容

重点目標1 固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しに向けた、男女共同参画意識の醸成を図る教育・学習の推進

【現状と課題】

市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図ることは、男女共同参画社会の形成に向けた基盤的課題です。

平成29年に実施した意識調査によると、「男女の平等感」について、「家庭生活の場」「職場」「学校教育の場」「地域社会」「政治の場」「法律や制度」「社会通念・慣習・しきたりなど」全ての分野で、「男性優遇」と感じている人の割合が、「女性優遇」と感じている人の割合を上回っており、「学校教育の場」を除き、「男性優遇感」は「女性優遇感」より約30ポイント～50ポイント高くなっています。特に、「(男女の)事実上の平等」をめざす男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす「社会通念・慣習・しきたりなど」においては、約6割の人が「男性優遇」と感じており、「社会全体」で「平等である」と感じている人の割合は17.5%に止まっています。

このような状況の背景には、社会通念上の男性像・女性像、固定的性別役割分担意識※に基づく制度や慣行の影響があり、意識調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について、否定的（反対＋どちらかといえば反対）な人の割合が、肯定的（賛成＋どちらかといえば賛成）な人の割合より高くなっているものの、「どちらともいえない」とする人の割合が3割を超えていること、「家庭生活での夫婦の役割分担の状況」において実態とのずれが大きいことから、依然として、固定的性別役割分担意識が根強く存在している傾向がみられます。

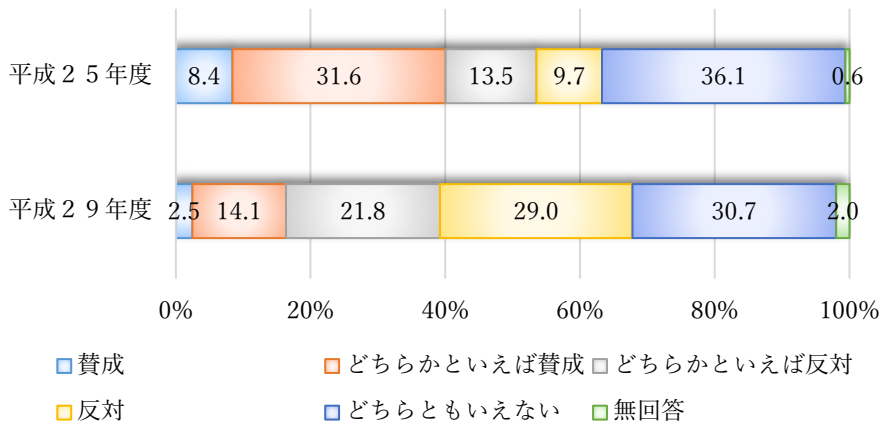
また、「男女共同参画に関する言葉の認知度」について、「男女共同参画社会基本法」、本市における「男女共同参画社会の形成」に向けた取組の中核である「えびの市男女共同参画推進条例」に比べて、個別の具体的な課題に関わる「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」「DV防止法」についての認知度が高くなっており、男女共同参画に係る自らの状況を実感的に理解する手がかりとなる「固定的性別役割分担意識」について「言葉の意味や内容を知っている」とする人の割合は、4.8%、「ジェンダー（社会的・文化的につくられた性差）」については12.3%という状況です。

言葉の認知度の状況は、男女共同参画に関する学習の方向と深度を反映しており、意識調査全体を通してみられる意識と実態のずれ、配偶者等からの暴力等性別に起因する暴力に関する認識、性別による固定的な役割を前提とする男女平等感の定着の傾向とも一致しています。

このような現状を踏まえ、「(男女の)事実上の平等」をめざす男女共同参画社会の形成の促進に向けて、家庭・職場・地域において、その阻害要因となる固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行（慣習・しきたり）の見直しに向けた主体的な取組が促進されるよう、多様な機会を捉える男女共同参画に関する情報提供等の広報・啓発を推進し、市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図る、あらゆる場における教育・学習の充実に取り組む必要があります。

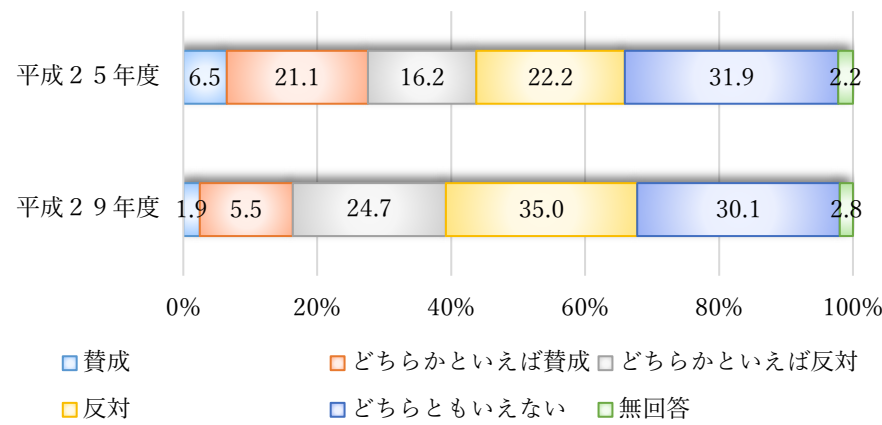
また、近年、表面化傾向にある性的少数者であることへの偏見や差別の解消に向けて、性の多様性についての正しい理解の促進を図る広報・啓発に取り組む必要があります。

男性は仕事、女性は家庭（男性）



	賛成派	反対派
25年度	40.0	23.2
29年度	16.6	50.8

男性は仕事、女性は家庭（女性）



	賛成派	反対派
25年度	27.6	38.4
29年度	7.4	59.7

資料：市民意識調査（平成25年1月、平成29年12月）

※固定的性別役割分担意識～男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に振り分ける考え方のこと

（国：第4次男女共同参画基本計画）

施策の方向1 固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しにつながる、市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図る広報・啓発の推進

家庭・職場・地域において、「(男女の) 事実上の平等」の阻害要因となる社会通念上の男性像・女性像（ジェンダー※）、固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行（慣習・しきたり）の見直しに向けた主体的な取組が促進されるよう、条例第14条（市民等への支援）の規定に基づき、その基盤となる市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図るために、多様な機会を捉えた男女共同参画に関する情報提供等の広報活動を推進し、あらゆる場における教育・学習の充実に取り組みます。

取組に当たっては、男女共同参画に関する学習機会への男性や若い世代の参加と理解の促進、男女共同参画の推進に取り組む人材、グループ等との連携・協働による学習機会提供の拡充と内容の深化、学習機会への参加者層の広がり努めます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
1	男女共同参画についての市民の関心と理解を促進する広報活動の充実	<p>条例第13条（広報活動）の規定に基づき、男女共同参画だより「とらいあぐる」の発行、広報紙への男女共同参画に関する記事掲載等多様な機会を捉える情報発信・情報提供活動に取り組みます。</p> <p>実施に当たっては、条例及び本計画の周知を図ること、若い世代への情報提供方法についての工夫を行うこと、条例の基本理念を踏まえる配慮を行います。</p>	総務課
2	広く市民を対象とする男女共同参画に関する学習の推進	<p>男女共同参画についての正しい理解が、市民的広がりをもって促進されるよう、条例第3条（基本理念）を踏まえる講座等の実施による学習機会の提供及び、拡充に、男女共同参画の推進に取り組む人材、グループ等との連携・協働により取り組みます。</p> <p>講座等の実施に当たっては、当事者意識が希薄な傾向にある男性や若い世代の参加を促進する工夫について考慮し、子育て期にある人や障がいがある人等多様な人が学習に参加できる機会が確保されるよう開催日時の考慮、一時保育の実施、障がいの特性への対応を図る配慮を行います。</p>	総務課
3	人権に関する研修等への「男女の人権の尊重」の視点の浸透	<p>人権に関する研修等において、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づく性別に起因する暴力等の人権課題をテーマとする内容で実施するとともに、個別の人権課題に関する研修等の内容に、性別による差別や偏見が複合差別の基底にあることに留意する配慮を行い、市民の人権意識の深化に取り組みます。</p> <p>実施に当たっては、研修等の企画担当者や外部講師等関係者に、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の理念についての周知を図り、子育て期にある人や障がいがある人等多様な人が学習に参加できる機会が確保されるよう開催日時の考慮、一時保育の実施、障がいの特性への対応を図る配慮を行います。</p>	総務課

4	性の多様性についての理解促進	<p>性的少数者であることによる差別や偏見の解消に向けて、県・関係機関・関係課との連携を図り、情報提供、講座等の実施、県・他市町、関係機関等が実施する講座等への参加を働きかける等学習機会の提供に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、実施する講座等の内容、広報の際の表現が、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づく「個人の尊厳」を踏まえ、性の多様性についての正しい理解に基づき適切であるかの確認をすることについての配慮を行います。</p>	総務課
---	----------------	---	-----

※ジェンダー～「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

（国：第4次男女共同参画基本計画）

施策の方向2 学校における男女共同参画に関する教育・学習の推進

学校においては、これまで、人権尊重と男女平等に関する教育・学習を進めてきており、意識調査においても、「男女の平等感」について「学校教育の場」で平等であると感じている人の割合49.2%は、他の分野と比較して最も高くなっています。

このような状況を踏まえ、条例第7条（教育に携わる者の責務）の規定に基づき、人権尊重と男女平等の理念を含んだ男女共同参画意識の浸透が図られ、児童・生徒の一人ひとりが、自立の意識を育み、お互いの個性や能力を尊重できるよう、身近な人権である男女共同参画に関する教育・学習の一層の充実を図ります。また、教職員等教育に携わる人の男女共同参画意識は、児童・生徒に大きな影響を及ぼすため、関係課との連携を図り、男女共同参画の視点を踏まえる教育を推進するための教職員等への学習機会の提供、積極的な情報提供に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
5	児童・生徒の男女共同参画意識を醸成する人権・男女平等に関する教育・学習の推進	<p>人権・男女平等に関する人権推進事業等において、固定的性別役割分担意識、社会通念上の男性像・女性像（ジェンダー）が「(男女の) 事実上の平等」の阻害要因であることの認識を踏まえるとともに、すべての人に身近な性別に由来する人権についての男女共同参画に関する学習を通して、児童・生徒が発達段階に応じて、自立の意識を育み、お互いの個性や能力を尊重できるよう、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の理念を踏まえる内容の充実に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、教職員、学習指導等支援教員等人権・男女平等に関する教育・学習を担う関係者への男女共同参画についての積極的な情報提供を行い理解の周知を図る配慮を行います。</p>	総務課 学校教育課
6	「個人の能力発揮」による児童・生徒の多様な選択を可能にする教育・学習の充実	<p>児童・生徒が、固定的性別役割分担意識にとらわれず、自らの進路や職業を主体的に選択できる能力・態度を身につけることができるよう、発達段階に応じたキャリア教育の充実を図ります。その際、将来に向けたライフプラン・キャリア形成に関わる女性活躍推進法の趣旨、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理念を踏まえる配慮を行います。</p>	学校教育課
7	教職員等学校関係者の男女共同参画意識の醸成を図	<p>教職員等教育活動に携わる人の男女共同参画意識及び教育活動全体を通じた運営のありかた等学校・学級環境は、児童・生徒の男女共同参画意識に影響を及ぼ</p>	総務課 学校教育課

	る学習機会の提供	すため、男女共同参画に関する教育・学習内容の充実、学校における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しが図られるよう、関係課との連携を図り、教職員等学校関係者への男女共同参画に関する研修の実施、県・県男女共同参画センター・市等が開催する講座等への参加促進に取り組みます。	
--	----------	--	--

※ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）～一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること（国：第4次男女共同参画基本計画）

施策の方向3 家庭・地域における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しにつながる教育・学習の充実

意識調査における「家庭生活での夫婦の役割分担状況」によると、「掃除・洗濯・食事の支度などの家事をする」「育児・子どものしつけをする」「親の世話・介護をする」などの家庭的責任は妻が主に担っており、「家計を支える（生活費を稼ぐ）」「家庭の問題における最終的な決定をする」などは主に夫が行っており、「同程度分担する」を理想としながらも、依然として、家庭における男女共同参画の状況には好転がみられません。

また、地域においても「集会でのお茶くみ、調理等は女性がする」「役員や催し物の企画などの決定は主に男性がする」など固定的性別役割分担意識を反映する慣習が、依然として根強く残っている状況がみられます。

このような状況を踏まえ、家庭や地域において、固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しに向けた主体的な取組が促進されるよう、条例第12条（教育及び学習の充実）の規定に基づき、多様な機会を捉えた教育・学習の充実に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
8	市民の男女共同参画意識の醸成を図る生涯学習・社会教育・家庭教育における男女共同参画の視点の浸透	<p>生涯学習・社会教育、家庭教育に関わる様々な学習において、関係課との連携により、固定的性別役割分担意識や社会通念上の男性像・女性像（ジェンダー）に“自分事”として気づきにつながる講座等の実施など男女共同参画に関する学習機会の提供、条例及び本計画の周知を図る等の情報提供を行います。</p> <p>学習の実施に当たっては、条例の基本理念に基づき、講座等の内容・広報に際しての表現等に、固定的性別役割分担意識、画一的な男性像・女性像・家族像が助長されることのないよう留意すること、男性の参加促進を図り、子育て期にある人、就業している人等多様な人が学習に参加できる機会が確保されるよう、開催日時、一時保育の実施、障がいの特性への対応を考慮する配慮を行います。また、家庭教育学級等において、男女共同参画の推進を担う人材の活用を図ります。</p>	総務課 社会教育課
9	地域で身近に男女共同参画を進める啓発の推進	<p>住民の暮らしに身近な自治会、まちづくり協議会における男女共同参画に関する講座の実施、県・市が実施する講座への役員等の参加促進を図り、地域における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しにつながる学習機会の提供に取り組みます。</p>	総務課 市民協働課

		<p>取組に当たっては、コミュニティ施策との連携を図り、地域コミュニティづくりに男女共同参画の視点を踏まえる意義を明確にするとともに、暮らしに身近な生活課題に焦点を当て、人々の固定的性別役割分担意識や社会通念上の男性像・女性像（ジェンダー）に“自分事”として気づきにつながる講座等の実施など男女共同参画に関する学習機会の提供、条例及び本計画の周知を図る情報提供を行います。</p> <p>講座等の実施に当たっては、男性の参加促進を図り、子育て期にある人や障がいがある人、就業している人等多様な人が学習に参加できる機会が確保されるよう、開催日時、一時保育の実施、障がいの特性や加齢による状況への対応を考慮する配慮を行います。</p> <p>また、男女共同参画の推進を担う人材、グループ等との協働により地域で身近に男女共同参画を進める人材の育成に取り組みます。</p>	
--	--	--	--

施策の方向4 男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人の男女共同参画意識の醸成を図る取組の推進

市民生活に影響を及ぼす市におけるあらゆる施策の実施を担う職員の男女共同参画意識の醸成を図る職員研修を実施し、市における固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しに取り組めます。

あらゆる分野の相談業務において、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定を踏まえ、相談を受ける人の多様な状況により一層の寄り添った対応を図り相談の質を高めることは、配偶者等からの暴力等男女共同参画を阻害する行為・状況の早期発見・認知につながります。また、幼稚園、保育園における固定的性別役割分担意識に基づく慣行は、子どもたちの男女共同参画意識の醸成に大きな影響を及ぼします。

このような状況を踏まえ、相談員等や幼稚園教諭、保育士の男女共同参画意識の醸成を図る学習機会の提供、情報提供に取り組めます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
10	市役所における男女共同参画意識の醸成を図る職員研修の充実、固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直し	条例第4条（市の責務）の規定に基づき、市におけるあらゆる施策が、条例の基本理念を踏まえて行われるよう市職員の研修を実施します。また、市役所における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行についての見直しを進めます。	総務課
11	「相談」における男女共同参画の視点の浸透を図る各種相談を担う人への情報提供、学習機会の提供	あらゆる分野における相談に条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）を基盤とする男女共同参画の視点の浸透を図り、相談の質をより高めるとともに、配偶者等からの暴力（DV）等男女共同参画を阻害する行為や状況の早期発見・認知につながるよう、関係課・関係機関・団体等との連携を図り、相談を担当する市職員をはじめ人権擁護委員、民生委員・児童委員等各種相談を担う人への男女共同参画に関する情報提供、研修の実施、県・県男女共同参画センター・市等が実施する講座等への参加を働きかけ、学習機会の提供に取り組めます。	総務課 福祉事務所 介護保険課 健康保険課 学校教育課
12	子どもの男女共同参画意識に影響を及ぼす幼稚園教諭・	男女共同参画意識の醸成は、子どもの頃からの周囲の大人の価値観等環境から無意識に受ける影響により形成されていきます。特に幼児期における教育・保育に	総務課 福祉事務所

	<p>保育士への情報提供、研修の実施等 学習機会の提供</p>	<p>携わる人の固定的性別役割分担意識、画一的な男性像・女性像が反映される言動及び教育・保育の内容や運営等に関わる慣行の影響は大きいため、それらの慣行の見直しにつながるよう関係課・関係機関・団体等との連携を図り、幼稚園・保育園における幼稚園教諭・保育士等関係者への男女共同参画に関する情報提供、研修の実施、県・県男女共同参画センター・市等が実施する研修等への参加を働きかけ、学習機会の提供に取り組みます。</p>	
--	-------------------------------------	--	--

重点目標2 男女ともに「個人の能力発揮」が可能であり、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備
【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画1】

【現状と課題】

少子高齢化の進行・人口減少等社会経済情勢の変化により、本市においても、労働力の確保・定着に不安をかかえる事業所が増加傾向にある中、男女双方の労働者が、子育てや介護等による就業中断・離職に直面するなどの状況への対応を図り、男女ともに個人としての能力を十分に発揮でき、仕事と生活の調和を図り就業継続できる職場環境の改善を進めることは、労働者一人ひとりの幸福追求に基づく生活の充実のみならず個々の事業所の生産性向上にも影響を及ぼし、その集積による多様性に富んだ活力ある社会をめざす男女共同参画社会を形成していく上での重要な課題です。

しかしながら、宮崎県における女性の有業率は50.8%（平成29年就業構造基本調査）であり、働く女性が多い状況にありますが、非正規雇用者の割合53.8%も高くなっており、男性21.9%との格差が生じています。（平成29年就業構造基本調査）

また、人々の固定的性別役割分担意識、それに基づく家庭・職場における制度や慣行の影響により多くの女性が就業継続を希望しながらも出産・育児期に就業を中断する状況にあります。

このような状況を背景に、女性が、男性とともに、その職業生活において個性と能力が十分に発揮できる活躍を推進するための女性活躍推進法が、平成27年8月に制定されました。

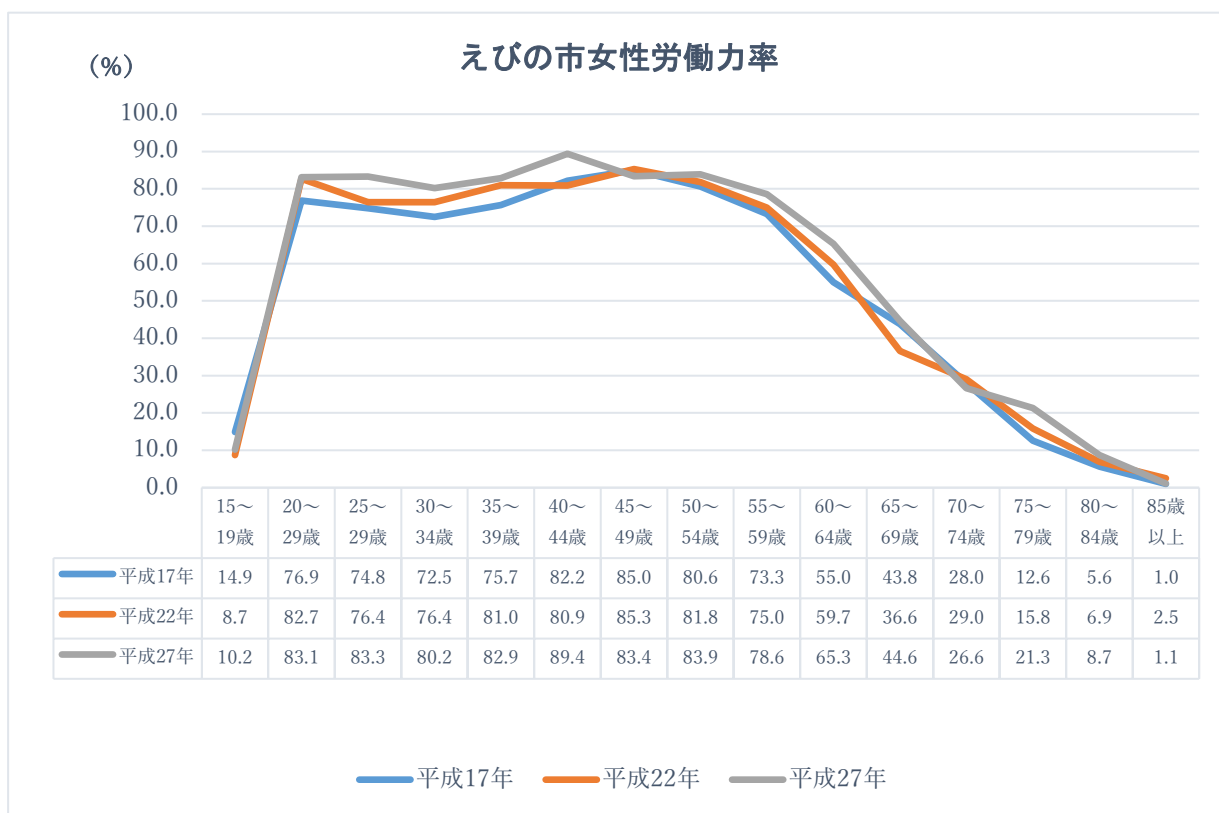
意識調査によると、「女性の就業についての意識」について、「就業継続型」（子どもができて、仕事を続ける方が良い）と回答した人の割合は、全体の約4割となっており、育児期に就業を一時中断する働き方を選択する傾向にある30歳代の女性においても56.4%となっている一方、本市においても、女性の年齢階級別労働力率は30歳～34歳の80.2%（平成27年）を底とする「M字カーブ※」を描いています。

このような状況の背景には、同調査における「仕事と生活のバランスの現状」について、「家庭生活や地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させている」人の割合が最も高くなっており、女性の40歳代においては4割を超えています。一方、その希望については、両世代とも「仕事と生活を両立させる」とする割合が最も高くなっていることに合わせて、「仕事と生活の調和のために必要なこと」について、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」「育児や介護のために退職した社員の復職又は再就職が可能となるような制度の導入」としている人の割合も高く、職場・家庭における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行が、女性の就業継続の希望と現実の選択とのずれに影響を及ぼしている傾向がみられます。

男性においては、仕事と生活のバランスの現状・希望とも「仕事優先」とする人の割合が最も高くなっている一方で、仕事と生活の調和のために必要なことについて「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」「労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及」とする人の割合は女性よりも高くなっています。また、30歳代において、男性の各世代を通じて、「仕事と生活

の両立」を希望とする人、現状において「仕事に専念」する人の割合が最も高く、現状と希望のずれが大きくなっています。このような男性の「仕事優先」の状況は、家庭的責任が女性にかたよる要因となり、女性の長期的なキャリア形成のみならず、男性の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の主体的な選択にも影響を及ぼしています。

このような現状を踏まえ、男女ともに個人としての能力が発揮でき、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備に向けて、事業所における主体的な取組が促進されるよう、女性活躍推進法及び、条例第14条（市民等への支援）の規定に基づき関係機関・関係団体との連携により、経営者層の意識改革、男女共同参画・女性活躍・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する広報・啓発、長時間労働等男性を中心とする働き方の見直し等に関する諸制度等の情報提供など具体的な支援に取り組む必要があります。



資料：国勢調査

※M字カーブ～日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
(国：第4次男女共同参画基本計画)

施策の方向1 男女ともに「個人の能力発揮」が可能であるための雇用環境の整備促進

男女が、個人としての能力を発揮でき多様な選択が可能であるためには、雇用ステージ全体における男女の均等な機会と待遇が確保されなければなりません。

意識調査によると、「職場での男女差」について、「募集・採用」「賃金」「仕事の内容」「昇進・昇格」「能力評価（業績評価・人事考課など）」「研修の機会や内容」の全てにおいて「男性優遇」（男性が優遇＋男性がやや優遇）とする人の割合が、「女性優遇」（女性が優遇＋女性がやや優遇）とする人の割合を上回っており、特に「賃金」「昇進・昇格」において「男性優遇」とする人の割合が高くなっています。

また、女性の各世代を通じて、男性優遇感が最も高くみられ、約4割の人が「昇進・昇格」「能力評価」で「男性優遇」とする30歳代において、「昇進したい」とする人の割合が最も高くなっています。男性においても、30歳代において「昇進したい」とする人の割合が最も高くなっていますが、男性63.2%、女性25.0%と、その差が大きくあることにみられる男性優遇感がある職場環境の影響は、長期的なキャリア形成に重要な時期である30歳代の男女が「昇進したい」とする意欲があるにもかかわらず、この世代に特に多くみられる「仕事と生活の調和」における希望と現状の大きなずれに及んでいます。

このような状況を踏まえ、関係機関・関係団体との連携を図り、事業所への男女雇用機会均等法※、パートタイム労働法※等労働関係法令、育児・介護休業法※等仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）関わる各種法制度等の周知及び順守、小規模事業所における就業規則の整備等についての多様な機会を捉える情報提供、相談対応等具体的な働きかけを行う取組を進めます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
13	経営者層の意識改革、雇用慣行・職場風土改革に向けた情報提供・学習機会の提供	<p>個々の事業所における固定的性別役割分担意識に基づく雇用慣行・職場風土の改革に向けた主体的な取組の状況には、管理職を含めた経営者層の意識が影響を及ぼす傾向にあるため、関係団体・関係機関・関係課との連携を図り、多様な機会を捉える経営者層への女性活躍推進法に基づく社会的動向の周知、男女共同参画に関する情報提供、研修の実施、関係機関・県・県男女共同参画センター・市が実施する講座等への参加を働きかけ、学習機会の提供に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、先進事例の紹介、男女共同参画・女性活躍が要請される社会背景や現状に関するジェンダー統計※の活用等により経営者層の理解の浸透が図られるよう情報等の内容への配慮を行います。</p>	総務課 観光商工課

1 4	<p>男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、非正規雇用労働者の雇用環境の整備促進に向けた関係法令、諸制度の普及・啓発</p>	<p>個々の事業所において、募集・採用・配置・昇進の雇用ステージにおける性別を理由とした差別の禁止や、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いの禁止などを規定する「男女雇用機会均等法」、非正規労働者の雇用条件や雇用環境の整備促進に向けて、正規労働者との均衡のとれた公正な待遇の確保や正規労働者への転換の推進等を規定する「パートタイム労働法」等関係法令が順守されるよう、関係機関・関係団体との連携による周知・啓発、相談対応に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、使用者のみならず個々の雇用者への周知が行き渡るよう留意するとともに、個別労働紛争解決制度や労働相談窓口の案内を行うなど労働者保護の観点を踏まえる配慮を行います。</p>	<p>総務課 観光商工課</p>
1 5	<p>「個人の能力発揮」を阻害するハラスメント防止対策、メンタルヘルス確保に向けた取組への支援</p>	<p>セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産を理由とするマタニティ・ハラスメント等性別に由来するハラスメント、長時間労働の常態化等による心身の状態の変調は「個人の能力発揮」を阻害する要因となり、男女双方のキャリア形成に影響を及ぼします。事業所におけるハラスメント防止対策やメンタルヘルス確保に向けた主体的な取組が推進されるよう、学習機会の情報提供等の支援を行います。</p> <p>支援に当たっては、潜在するハラスメントの被害者、心身の変調をきたしている人への相談窓口の案内など適切な情報提供による早期救済・回復に向けた配慮を行います。</p>	<p>総務課 観光商工課</p>
1 6	<p>女性の能力開発に向けた取組への支援</p>	<p>固定的性別役割分担意識に基づく男性を中心とする雇用慣行により助長されてきたキャリア・アップに必要な知識や経験を得る機会の男女格差が、女性の能力開発に影響を及ぼしています。個々の事業所において、女性の能力開発に向けた主体的な取組が促進されるよう、関係課との連携によりポジティブ・アクション（積極的改善措置）による先進事例等の情報収集・情報提供を行うとともに、男女共同参画・女性活躍に関する正しい理解促進をはじめとする学習機会の提供等の支援に取り組めます。</p> <p>取組に当たっては、個々の女性が、情報を得ることが</p>	<p>総務課 観光商工課</p>

		できる機会が確保されるよう使用者等への働きかけ、学習機会への参加が促進されるよう開催日時の考慮や一時保育の実施などの配慮を行います。	
17	長時間労働の改善、育児休業・介護休業、年次有給休暇取得を進める意識啓発	<p>事業所において長時間労働の改善、育児休業・介護休業、年次有給休暇取得に関わる主体的な取組が促進されるよう関係機関・関係団体・関係課との連携により、育児休業・介護休業等両立支援に関わる諸制度の周知、雇用環境の整備に積極的に取り組む先進事例の紹介などの情報提供を行うとともに、男性の家庭生活への参画、男性による育児休業等両立支援制度の活用が促進されるよう経営者層、雇用者双方の「働き方」に係る意識改革に向けて、男女共同参画に関する講座等への男性の参加促進に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、個々の雇用者への周知が行き渡るよう留意し、講座等の開催日時、男性の気づきにつながるよう工夫する配慮を行います。</p>	総務課 観光商工課

※ジェンダー統計～男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計です。
(国：第4次男女共同参画基本計画)

※男女雇用機会均等法～男女雇用機会均等法雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

※パートタイム労働法～短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

※育児・介護休業法～育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

施策の方向2 多様なライフステージに応じて、男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備促進

性別、既婚・未婚、子どもの有無などにかかわらず一人ひとりが、個人の多様な選択による多様な人生の各段階に応じて、やりがいを感じながら仕事上の責任を果たす充実した職業生活と、豊かでゆとりある個人生活の調和を図ることができる（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けては、男女双方が家庭的責任の主体であることができるよう固定的性別役割分担意識に基づく就業環境の整備を促進し、男性の家庭生活への参画を進める必要があります。

意識調査によると、固定的性別役割分担意識については、実態とのずれがみられ、家事、育児、看護・介護等の家庭的責任が女性にかたよる傾向がみられます。また、男女ともに希望する「仕事と生活の調和」のために「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」を必要とする人が最も多くなっていますが、特に、男性の育児休業取得の社会全体の状況は依然として低調であり、その理由として男女とも「職場に取りやすい雰囲気がないから」とする人の割合が最も高くなっています。また、「職場での男女差」について、30歳代男性の63.2%が「育児・介護休暇など休暇の取得しやすさ」としています。

このような状況を踏まえ、雇用分野の事業所、農業の経営体・商工自営業への男女共同参画に関する広報・啓発活動を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理念の普及・浸透、子育てや介護・看護等に関する行政サービスや諸制度等のより積極的な情報提供・相談対応、雇用の男性の育児休業・介護休業、年次有給休暇取得の促進等に向けた事業所の主体的な取組への支援に取り組みます。

また、今後さらに高まる傾向にある再就職や、新規就農、起業等多様な働き方を希望するニーズへの対応を図ります。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
18	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する社会的気運の醸成を図る広報・啓発	<p>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理念を踏まえる男女共同参画に関する広報・啓発活動と一体的に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、長時間労働の常態化等男性を中心とする就業慣行の見直し、男女ともに家庭的責任を担う主体であることができるよう男性の家庭生活への参画促進に向けて、その中核の課題である一人ひとりの固定的性別役割分担意識、社会通念上の男性像・女性像（ジェンダー）に無意識にとらわれていることに気づき、職場・家庭における固定的性別役割分担意識に基づく慣行・状況を見直す行動につながるよう講座等啓発の内容を考慮するとともに、仕事と子育て・介護の両立</p>	総務課 観光商工課

		に困難をかかえている当事者に学習機会が提供できるよう開催日時、一時保育の実施に加えて、必要に応じて、関係課等との連携により個別の状況に対応する適切な配慮を行います。	
19	農業・商工自営業における固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行・家庭生活の状況改善に向けた取組への支援	<p>仕事と生活の場を一にし、家族経営を主体とする農業、商工自営業においては、家族従業者の女性が、仕事に加えて固定的性別役割分担意識に基づく家庭的責任の大半を担い、男性よりも総労働時間が長くなる傾向があります。また、女性が果たしている役割に見合う対価が支払われていない場合、老後の生活に不安を抱えている状況もみられるため、農業、商工自営業において、男性の家庭生活への参画、家族従業者の女性の処遇改善等についての主体的な取組が促進されるよう、関係団体・関係機関・関係課等との連携により男女共同参画に関する情報提供、研修の実施、県・県男女共同参画センター・市等が実施する講座等への参加を働きかける学習機会の提供、相談対応に取り組みます。また、農業における家族経営協定締結に際して男女共同参画の視点の浸透を図る助言、商工業における小規模事業の就業規則の整備に向けた啓発を行います。</p> <p>取組に当たっては、農業・商工業の関係団体に属していない人を含め男女双方の従業者一人ひとりが情報入手・学習の機会を得ることができるよう、情報の配布等発信の方法を工夫する配慮を行います。</p>	総務課 観光商工課 畜産農政課 農業委員会 事務局
20	多様化するニーズに対応した保育・介護サービス、相談対応の充実、利用促進を図る事業所への積極的な情報提供	<p>性別や就業の有無にかかわらず、安心して子育てや介護ができる環境づくりに向けて、子育て家庭・介護家庭の多様なニーズに対応する、延長保育、一時保育・障がい保育、病後児保育等特別保育サービス及び地域包括支援センター事業の充実と多様なサービスの利用促進、相談対応の充実を図ります。また、就業の有無にかかわらず、子育て中の人々が相談、交流、情報交換できる地域子育て支援センターの機能充実、臨時的・突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミリーサポートセンターの利用促進を図り、就学後も保育ニーズに切れ目なく対応するための放課後児童クラブの充実に取り組みます。</p> <p>このような仕事と生活の調和を図る上で必要な子育て</p>	福祉事務所 介護保険課

		<p>てや介護・看護等に関する行政サービスを、個々の雇用者・従業者が入手する機会が確保できるよう、一層の利用促進に向けて、事業所への積極的な情報提供に取り組めます。</p> <p>取組に当たっては、条例第3条第1項(すべての人の人権の尊重)の規定に基づき相談等の面談の際に、当事者に寄り添った対応がなされるよう、画一的な男性像・女性像・家族像、固定的性別役割分担意識による思い込みに留意すること、子育て・介護のあるべき姿が強調されることのないよう留意すること、情報提供に当たって、特に、固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行の中で介護との両立に困難をかかえる等男性のニーズが潜在化する傾向にあることを踏まえ、男性の利用促進が図られるよう工夫する配慮を行います。</p>	
2 1	男性の家庭生活への参画を包括的に支援する取組の充実	<p>長時間労働の改善等職場における男性を中心とする働き方改革に関わる取組への支援、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の理念を踏まえる男女共同参画に関する学習機会の提供、仕事と子育てや介護との両立支援に関わる諸制度・行政サービスの利用促進を図る取組を、関係課の連携により一体的に促進し、男性の家庭生活への参画を包括的に支援します。</p> <p>また、男性を対象とする家事・育児・介護・健康づくりに関する知識と技術を実践的に習得できる包括的講座の実施に向けて、関係各課との連携に検討・研究を行います。</p>	<p>総務課 観光商工課 福祉事務所 介護保険課 健康保険課</p>
2 2	多様な働き方のニーズに対応する情報提供・相談支援	<p>育児・介護等を理由に離職した人の再就職へのニーズは、今後さらに高まる傾向にあり、関係機関との連携による相談対応等の支援に取り組めます。また、新規就農、起業等多様な働き方を希望するニーズへの対応を図る情報提供・相談対応に取り組めます。</p> <p>取組に当たっては、特に、再就職が困難な状況にある子育て中の女性、介護との両立が図れる就労形態を希望する男性などの相談において、多様な状況を踏まえた対応に留意すること、新規就農、起業等の情報提供・相談に当たって、固定的性別役割分担意識に基づく対応が行われることのないよう留意すること、また性差によるニーズへの対応が必要な場合もあることに留意する配慮を行います。</p>	<p>観光商工課 福祉事務所 介護保険課 畜産農政課</p>

23	市役所における、職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る取組の推進	職員一人ひとりが、仕事と生活との両立を図ることができる働きやすい職場をめざし、男性職員の育児休業の取得推進、労働時間軽減のための職場環境の改善など「次世代育成支援対策推進法」による特定事業主行動計画に基づく取組を推進します。	総務課
----	---	--	-----

重点目標3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

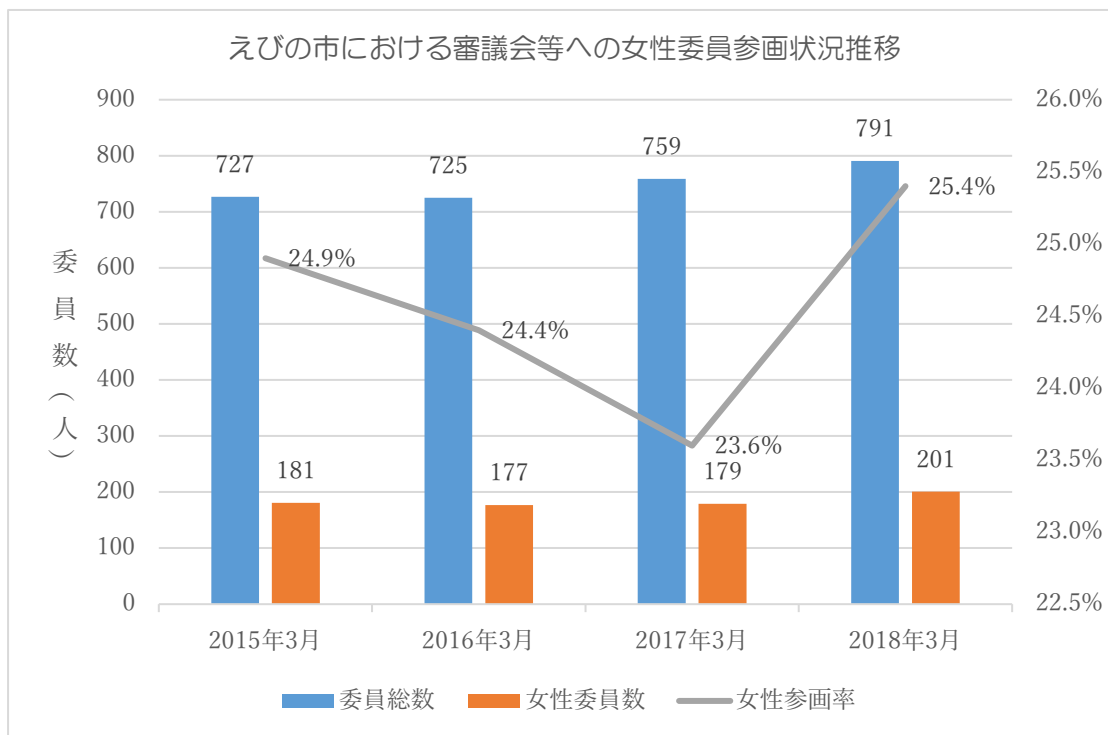
【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画2】

【現状と課題】

地域課題が多様化・複雑化する中、条例第3条第3項（政策・方針の立案及び決定等への共同参画）の規定に基づき政策・方針決定過程に男女双方の意思が公正に反映されることは、男女が、本市のあらゆる分野に対等な構成員として共同参画する基盤的課題です。特に、雇用の分野においては、女性活躍推進法に基づき、方針決定に参画する「指導的地位」に占める女性を加速度的に増やしていくことが要請されています。

本市における政策・方針決定過程に参画する女性の割合は、審議会等委員25.4%（平成30年3月31日現在）、市議会議員26.7%、市職員管理職（課長級以上）10.3%、自治会長1.5%（平成30年4月1日現在）であり、その他あらゆる分野においても、女性の参加により様々な活動が担われている現状に比べて、意思決定への参加（参画）は十分に進んでいない状況です。

このような現状を踏まえ、女性の参画拡大に向けて、市が率先して取組を進めるとともに、事業所・関係機関・関係団体における主体的な取組が促進されるよう、その前提となる条例第3条第1項の規定に基づく「個人の能力発揮」に関わる「重点目標2」の男女共同参画施策を通じ、条例第14条（市民等への支援）の規定に基づき事業所等あらゆる分野の包括的な環境整備への支援、多様な女性の人材の掘り起こし、女性の人材育成に取り組む必要があります。



施策の方向1 雇用分野における女性の参画拡大を図る取組への支援

意識調査によると、「現在の職場で女性が管理職等の役職に就くことについて」、男女とも「男女にかかわらず、適任者が管理職等になるべき」とする人の割合が最も高く、全体の66.4%を占めています。一方、「昇進の希望」については、「昇進したい」とする人は、男性18.4%、女性10.2%と、30歳代の男女を除き全体的に低調な傾向にあり、その要因として「そもそも昇進したいと思わない（現在の仕事を続けたい）」とする人の割合が最も高く49.0%、女性においては56.0%となっています。次いで、男女とも「労働時間（休業時間を含む）が自分の希望に合うならば、昇進したい」とする人の割合が高くなっており、同調査においてははっきり現れた男性中心の就業環境を反映する職場における「男性優遇感」と、その中であって、長時間労働等の負担がより重く男性にかかっている傾向が、男女双方の昇進への意欲を削いでいる状況がみられます。

また、女性が、出産・育児期を経て就業継続することが困難な状況に置かれることが、昇進の男女格差の要因となっていますが、意識調査においても、退職した人の「復職できなかった理由」に、「職場が復職しにくい環境だった」に次いで、「復職しても家庭との両立が困難だった」する人の割合が高くなっています。中でも、法令順守の観点から看過できない「産前産後休業・育児休業制度の利用ができなかった」とする女性18.0%、「介護休業制度の利用ができなかった」とする男性12.5%の状況については、事業所への一層の啓発が必要です。

このような状況を踏まえ、「重点目標2」における固定的性別役割分担意識に基づく男性を中心とする就業環境の改善、女性の能力開発に向けた取組等を通して、女性活躍推進法、条例第14条（市民等への支援）に基づき、雇用の分野における女性の管理職への登用促進に向けた支援を行います。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
24	中小事業所における管理職への女性の登用促進の取組への支援	中小事業所における管理職への女性の登用促進に向けた、女性活躍推進法に基づく主体的な取組が促進されるよう「重点目標2」における固定的性別役割分担意識に基づく雇用慣行の改善、女性の能力開発、仕事と生活の調和を図る環境整備等に関わる包括的な取組を通じて、ポジティブ・アクションによる先進事例等の情報提供、国・県・県男女共同参画センター・市・関係機関等が実施する女性活躍に関する研修等の参加への働きかけによる学習機会の提供、相談対応に取り組みます。	総務課 観光商工課

施策の方向2 行政分野・教育分野における女性の参画拡大を図る取組の推進

審議会等委員への女性の参画拡大に向けて、積極的改善措置として目標値の設定、公募制の導入等による取組を行ってきましたが、本市における審議会等委員への女性の登用率25.4%（平成30年3月31日現在）であり、平成30年度までの目標値30%に達していません。

このような状況を踏まえ、女性の人材に関する情報を収集、一元的に管理し、関係各課が所管する審議会等の委嘱時に活用する人材リストの整備、多様な人材の掘り起こし、人材育成に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
25	審議会等委員への女性の登用推進	<p>目標値を設定（2023年度までに30%）し、その達成に向けて、総務課において状況把握を行い、審議会等公募委員候補者登録事業等により人材に関する情報を収集、一元的に管理し、関係各課が所管する審議会等の委嘱時に活用する人材リストを整備します。</p> <p>委嘱に当たって、関係団体等への女性の推薦についての協力要請、可能である審議会等における職務指定委員の見直し、委員の重複等による人材の固定化の改善等の配慮を行います。また、就労している委員が出席しやすい開会日時の考慮、多様な人の参画が促進されるよう、必要に応じて、一時保育の実施、障がいの特性への対応</p>	総務課
26	市における管理職への女性の登用推進	<p>女性活躍推進法による特定事業主行動計画に基づき、計画的な登用推進に取り組みます。その過程において、性別による職域の固定化、かたよりが無いよう注視する配慮を行います。</p> <p>また、男性の育児休業・介護休業の取得推進、労働時間軽減など、職員の仕事と生活の調和を図る取組を進めるとともに、条例第4条（市の責務）の規定に含まれる積極的改善措置として、女性の能力開発に向けた研修の実施、メンター制度の実施に向けた調査・研究に取り組みます。</p>	総務課

施策の方向3 農業・商工業の分野における女性の参画拡大を図る取組への支援

農業分野における政策・方針決定への女性の参画、個々の経営体における男女がともに対等なパートナーとして経営に参画できる環境整備は、多様化する消費者ニーズ、農業が有する多様な価値への対応力を高めることにより生産性の向上を図り、地域農業の持続可能性の観点から要請される多様な担い手の確保と定着を図る上での重要な課題です。

個々の経営体における女性の参画は徐々に進みつつある傾向にあり、本市における農業就業者に占める女性の割合は49.5%（平成27年：農林業センサス）です。

また、農業委員会における女性の参画率は35.7%（平成30年4月1日現在）で、平成30年度までの目標値30%に達している状況です。

商工業の分野においては、多様化する消費者ニーズへの対応、後継者に関わる課題、地域振興等の観点から政策・方針決定過程への女性の参画拡大が要請されています。

このような状況を踏まえ、農業分野・商工業分野における政策・方針決定への女性の参画が更に促進されるよう、条例第14条（市民等への支援）に基づき、女性の農業団体・関係機関等関係団体への男女共同参画、女性活躍に関する学習機会の提供等啓発活動に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
27	経営への女性の参画の促進を図る取組への支援	<p>農業・商工自営業における経営への女性の参画拡大に向けた、主体的な取組が促進されるよう、「重点目標2」における包括的な取組を通じ、関係団体・関係機関・関係課との連携により、先進事例や男女共同参画・女性活躍推進法に関する情報提供、研修の実施、県・県男女共同参画センター・市等が実施する講座等学習機会への参加促進を図る働きかけ、相談対応に取り組みます。</p> <p>また、女性認定農業者の育成、加工グループ、農村女性団体、商工関係女性団体の活動支援を通して、女性の参画拡大に向けた気運の醸成を図ります。</p>	総務課 観光商工課 畜産農政課
28	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた取組への支援	<p>農業委員会、農業協同組合、商工会の役員等への女性の参画拡大に向けて、関係機関・関係団体における主体的な取組が促進されるよう、関係課との連携を図り、男女共同参画・女性活躍推進法に関する広報・啓発活動を通じた情報提供、学習機会の提供に取り組みます。</p> <p>また、女性の参画への意識の醸成が図られるよう、農業、商工業の女性の団体等における男女共同参画に関する研修の実施、県・県男女共同参画センター・市等が実施する講座等への参加促進を図る働きかけを行います。</p>	総務課 観光商工課 畜産農政課 農業委員会事務局

施策の方向4 地域における団体・組織の方針決定への女性の参画拡大を図る取組への支援

地域活動に関する意識調査によると、自治会活動に参加している人の割合は男性が54.5%、女性が43.5%となっています。一方、自治会長に占める女性の割合は、1.5%（平成30年4月1日現在）であり、女性の参加状況からみると、さらに方針決定への女性の参画を進める必要があります。

このような状況は、今後さらに社会的要請が高まる地域コミュニティづくりにおいても重要な課題であり、コミュニティ施策との連携を図り、自治会・まちづくり協議会の方針決定への女性の参画拡大に向けて、条例第14条（市民等への支援）に基づき、男女共同参画の推進に取り組む人材・グループ等との連携・協働により地域に身近な男女共同参画に関する学習機会の提供に取り組めます。

また、PTAにおける女性の登用状況については、公立小学校・中学校の会長に占める女性の割合0%、副会長46.2%（平成30年5月1日現在）であり、全体的な傾向と同様に、会長と副会長の登用状況における男女格差がみられます。

このような状況を踏まえ、各種団体、組織等における方針決定への女性の参画の拡大に向けて、主体的な取組が促進されるよう、条例第14条（市民等への支援）に基づき情報提供・学習機会の提供等に取り組めます。

	男女共同参画施	内 容	担当課
29	自治会・まちづくり協議会における方針決定への女性の参画の拡大に向けた取組への支援	<p>地域課題が多様化・複雑化する中、今後さらに社会的要請が高まる地域コミュニティづくりに関わる運営や活動の方針が男性を中心に決定される状況は、多様な地域生活課題の解決に取り組む地域づくり活動に影響を及ぼすため、自治会・まちづくり協議会への方針決定への女性の参画拡大に向けて、「重点目標1」「重点目標7」における包括的な取組を通じて、男女共同参画の推進に取り組む人材・グループ等との連携・協働により、自治会長等役員への男女共同参画に関する情報提供、講座等の実施、県・県男女共同参画センター・市が実施する講座等の参加促進を図る働きかけを行うなど学習機会の提供、相談対応に取り組めます。</p> <p>取組に当たっては、情報入手・学習に参加する機会が特定の人に固定化される傾向に留意し、多様な立場・状況にある人が、情報を入力する機会が確保できるよう関係者に働きかける配慮を行います。</p>	総務課 市民協働課

30	各種機関、団体、組織等における方針決定への女性の参画の拡大に向けた広報・啓発	専門的職業及び職能団体、業種団体、PTA、スポーツ団体、NPO等市民活動団体等の各種機関、団体、組織における方針決定への女性の参画の拡大に向けた主体的な取組が促進されるよう、「重点目標1」における包括的な取組を通じた、広報・啓発に取り組みます。	総務課 観光商工課 社会教育課
----	--	--	-----------------------

施策の方向5 防災分野における女性の参画拡大を図る取組の推進

近年の災害における経験により、防災分野の政策・方針決定過程への女性の参画拡大への社会的要請が高まっていることを踏まえ、地域防災計画に男女共同参画の視点が反映されるよう女性の参画拡大に取り組みます。また、防災・防火活動においても男女双方の視点が反映されるよう、地域生活に根差した防災・防火活動の担い手として期待される女性の消防団員の増加に向けた広報・啓発活動に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
3 1	地域防災に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	性別、年齢、障がいの有無、生活状況の違いなど多様な立場・状況によって災害から受ける影響は異なります。特に避難所運営においては、条例第3条第1項(すべての人の人権の尊重)の規定に基づく配慮や多様な住民ニーズへの対応が要請されることを考慮し、地域防災に関わる諸施策が「男女共同参画の視点」を踏まえて推進されるよう、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に取り組みます。	総務課 基地・防災対策課
3 2	消防団活動への女性の参画の拡大に向けた広報・啓発	地域生活に根差した防災・防火活動の充実が図られるよう、消防団活動への女性の参画拡大及び、女性の消防団員の増加に向けて関係機関等との連携による広報・啓発に取り組みます。	基地・防災対策課

施策の方向6 女性のエンパワメントを支援する取組の推進

エンパワメントとは、男女共同参画社会の形成に向けて、本来、女性は自らの人生や社会を変える主体となる力を有する存在であることを踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けて、女性が、個人としての自己決定、社会のあらゆる分野において政治的・社会的・経済的に参画する力量形成を図る、女性の能力開発のための重要な考え方です。

女性の参画拡大に向けては、女性が個人として能力を發揮できることを阻害する要因である雇用・就業等様々な活動における固定的性別役割分担意識に基づく慣行・制度が及ぼす影響により能力開発の機会の確保に男女格差が生じている状況を踏まえ、エンパワメント※の視点に立った女性の人材育成を図る実践的・包括的学習機会の提供等に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
33	働く女性のネットワーク構築に向けた調査研究	<p>女性の職業生活における長期的なキャリア形成に向けては、職場や家庭等個人生活における様々な困難があります。それらの困難や悩みをかかえるとき、同様の状況の経験による共感を分かち合い相談できる身近な人の存在は、大きな力となります。</p> <p>多様な就労・就業形態で働く女性が、男女共同参画に関する学習機会を通じて、情報交換や交流を深めることのできる場づくりへの調査、研究に取り組みます。</p>	総務課 観光商工課
34	女性の人材育成を図る実践的・包括的学習機会の提供	<p>政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた女性の人材育成を図るために、関係課との連携による市政に関する包括的な情報提供・学習機会の提供、市長と語ろう会などの実践的・包括的な学習機会の提供に取り組みます。</p>	総務課 企画課 社会教育課

※エンパワメント～力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を 変えていこうとする考え方のこと。
(国：第4次男女共同参画基本計画)

重点目標 4 男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等性別に起因するあらゆる形態の暴力は、基本的人権を侵害する決して許されない行為であり、条例第8条（性別による権利侵害の禁止）、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づき、その根絶に向けた取組を推進することは、男女共同参画社会を形成していく上での喫緊の課題です。それらの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、女性に対する差別や偏見、ジェンダーに由来する男女の不平等な関係があります。

本市においては、平成18年10月に「えびの市女性相談所」を開設し、性別に起因するあらゆる暴力の防止と救済、その根底にあるジェンダーに由来する様々な困難をかかえる人の相談・支援を行ってきました。相談内容は多岐にわたり、複合的に困難な状態にある人が増えています。

意識調査によると、「女性の人権についての意識」の傾向をみる、「家庭内での夫から妻への暴力」について「人権が尊重されていないと感じる」人の割合は66.4%で、宮崎県調査よりも男性が18.4ポイント、女性が14.5ポイント低くなっており、特に、男性の60歳代27.6ポイント、70歳以上21.4ポイント、女性の30歳代10.2ポイント、70歳以上29.6ポイントで、その差は大きくなっています。その他のすべての項目においても、「人権が尊重されていないと感じる」人の割合は、男女とも宮崎県調査よりも低くなっており、女性の人権についての意識は、より一層の啓発が必要な状況です。

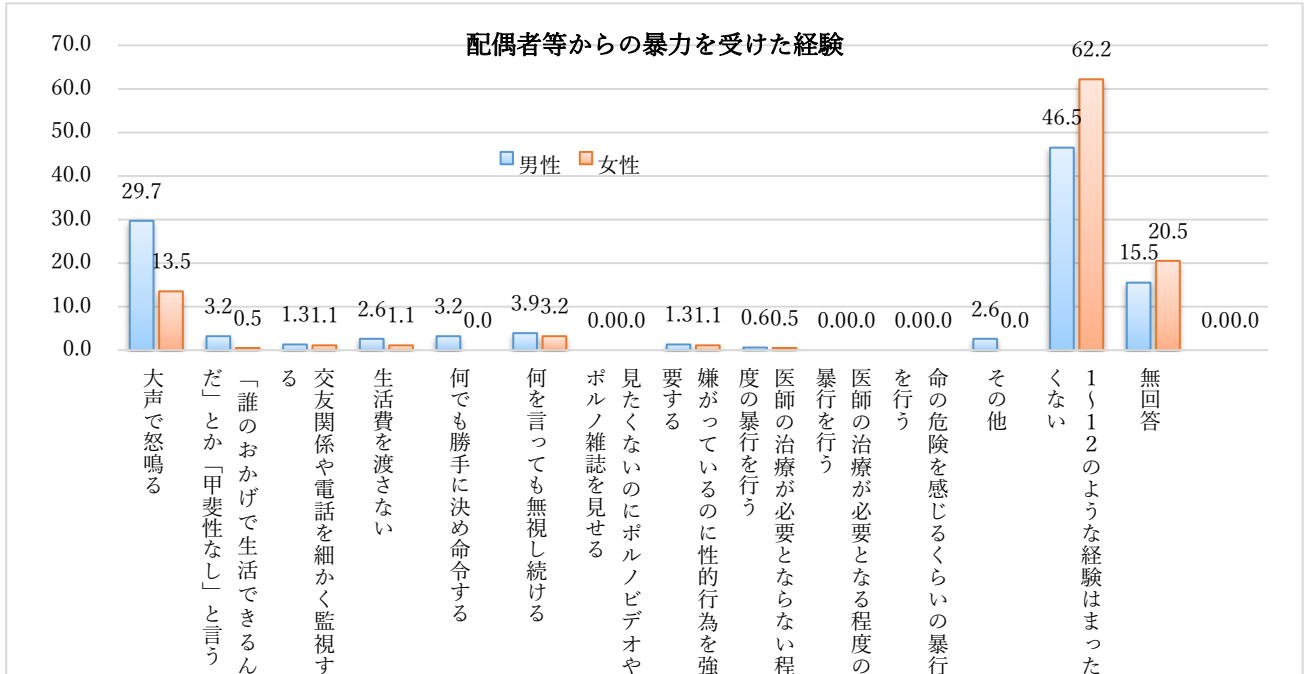
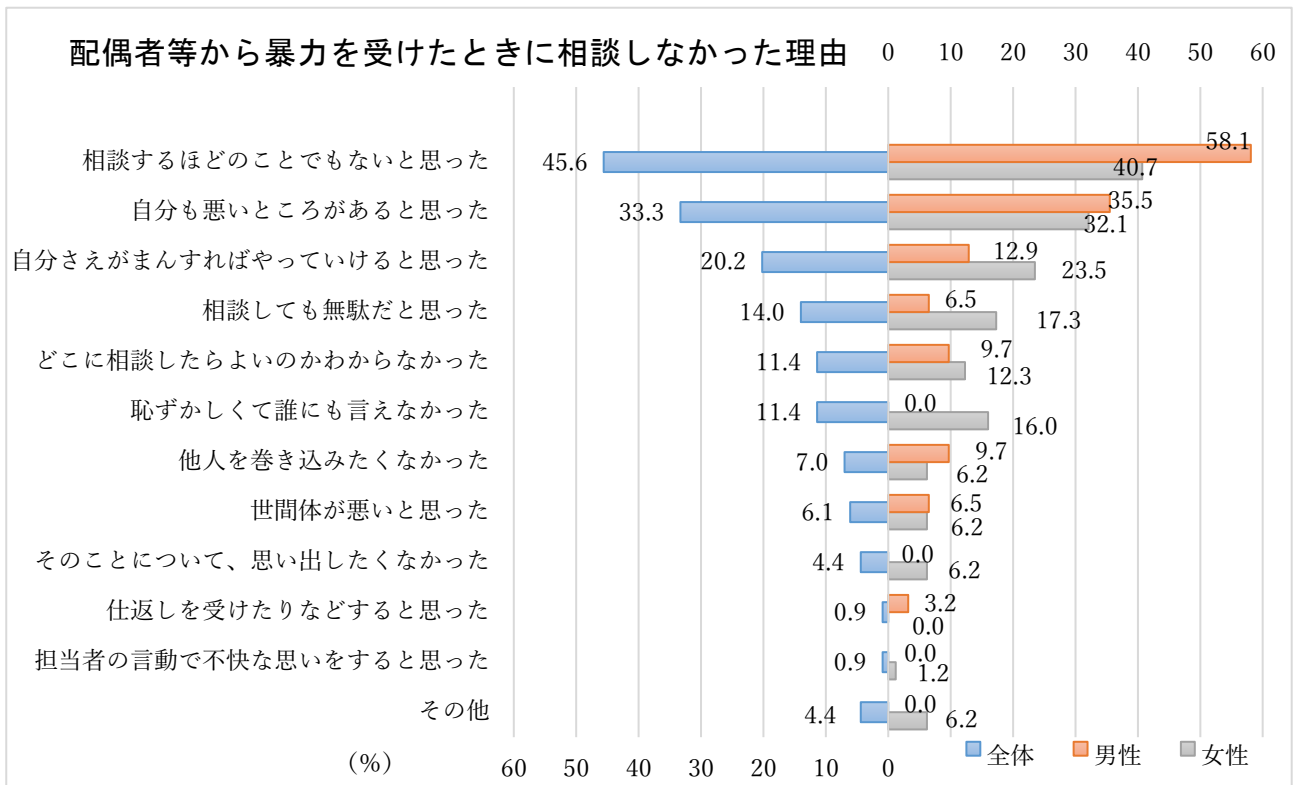
また、「配偶者等からの暴力に対する意識」について、「命の危険を感じるくらいの暴行をする」身体的暴力について、「どんな場合でも暴力にあたると思う」とする人の割合は、男性88.4%、女性85.5%となっており、宮崎県調査（男性97.3%、女性98.1%）に比べて、特に女性は12.6ポイント低くなっています。

一方、「配偶者等からの暴力を受けた経験」は、宮崎県調査とほぼ同様の結果になっていますが、配偶者等からの暴力を受けた時に「どこ（だれ）にも相談しなかった」人の割合は、45.8%（男性44.9%、女性47.1%）となっており、宮崎県調査よりも男性で9.4ポイント、女性で12.8ポイント高くなっています。また、「配偶者等に対して暴力を行った経験」について「暴力を行った経験は全くない」とする人の割合は、全体では宮崎県調査よりも低くなっていますが、女性においては11.6ポイント低くなっています。

さらに、近年、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用した、若年層が当事者となりやすい交際相手からの暴力（デートDV）など性別に起因するあらゆる形態の暴力は一層多様化していること、子どもや男性の被害者が増加傾向にあること、配偶者等からの暴力をはじめ性別に起因する暴力が潜在する傾向にあることに注視する必要があります。

このような現状を踏まえ、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づき、性

別に起因する暴力の背景や構造についての正しい理解と、暴力は、基本的人権を侵害する決して許されない行為であることの意識の醸成を図る広報・啓発活動を推進することを基盤に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づく「えびの市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」、「男女雇用機会均等法」におけるセクシュアル・ハラスメント防止規定、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」等法制度に基づき、関係機関・関係団体、関係課との連携の強化を図り、被害者の状況や心情に寄り添う切れ目のない被害者支援に取り組む必要があります。



資料: 市民意識調査(平成29年12月)

施策の方向1 性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない社会環境の醸成を図る取組の推進

性別に起因するあらゆる形態の暴力を生み出さない社会環境の醸成を図ることが、防止対策、被害者支援の基盤的要件です。

しかしながら、依然として配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の暴力が、性別による不平等など社会における構造化された両性の関係から生み出されていくことの理解が十分に浸透しておらず、個人的な問題としてゆがめられ被害者に非があるとする風潮もみられる中、被害者が誰にも相談できず、相談しても理解されない状況の中で二次被害を受けるおそれがあること、暴力への不安や緊張、恐怖から社会的孤立の状態に追い込まれている場合もあることなどにより、被害が潜在化する傾向にあり、被害の早期発見による被害者の早期の安全・安心の確保を困難にしています。

このような状況を踏まえ、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づき、一人ひとりのジェンダーによる偏見等により、個人の尊厳を深く傷つける暴力を生み出す環境が助長されていくことについての正しい理解と意識の醸成を図る広報・啓発活動を推進します。

また、条例第8条（性別による権利侵害の禁止）に規定されるセクシュアル・ハラスメントについては、雇用の場のみならず、あらゆる場において起こる問題であり、早期発見に向けた相談対応の充実を図るとともに、性犯罪、ストーカー行為については、被害者支援に向けて、関係法を踏まえる適切・迅速な関係機関との連携を図られるよう、対応体制の充実に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
35	性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない意識の醸成を図る広報・啓発	<p>配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等性別に起因する暴力についての正しい理解と意識の醸成が図られるよう、広報誌への記事掲載、「女性に対する暴力をなくす運動」等国・県・関係機関と連動するキャンペーンの実施、「人権週間」を通じた情報発信、公衆に表示する情報等における暴力を助長する表現の影響についての周知、性別に起因する暴力についての講座の実施、県・県男女共同参画センター・他市町・関係機関等が実施する講座等への参加促進を図る学習機会の提供など多様な機会を捉える広報・啓発活動に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づき、提供する情報・学習の内容に、性別に起因する暴力が、基本的人権を侵害する行為であること及び性別による不平等など社会における</p>	総務課

		<p>構造化された両性の関係から生み出されていくこと（ジェンダーの視点）を明確にするとともに、それらの表現がジェンダーを助長するものでないよう特段の注意を払う配慮を行います。</p>	
36	<p>子どもや若年層の被害の未然防止及び被害者支援の基盤となる啓発</p>	<p>教職員・幼稚園教諭、保育士等子どもに関わる関係者に対し、子どもが育つ家庭環境に配偶者からの暴力が存在することは、児童虐待にあたること、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、「児童虐待防止法」という。）に基づく通告制度、加害者による子どもの連れ去りや不当な接触に対応する、「配偶者暴力防止法」に基づく保護命令制度についての周知徹底を図るとともに、子どもが性犯罪の被害を受けている現状等社会的動向について、広く市民の関心を喚起する情報発信を行います。</p> <p>また、若年層が当事者となりやすい交際相手からの性別に起因する暴力の未然防止に向けて、学校における、男女の対等な関係や自立の意識を育み、お互いの個性や能力を尊重することの大切さを学ぶ人権教育・男女平等教育を通じて、性別に起因する暴力が、基本的人権を侵害する行為であること、その根底には性別への偏見や差別的取扱いがあることについて、児童・生徒の発達段階に応じた理解促進を図る教育・学習が行われるよう、教職員等学校関係者への情報提供、学習機会の提供等啓発に取り組みます。</p>	<p>総務課 福祉事務所 学校教育課</p>
37	<p>性犯罪、ストーカー行為の被害者支援に向けた関係機関との連携強化を図る対応体制の充実</p>	<p>性犯罪、ストーカー行為の被害者支援に向けて、関係法による援助や加害行為への法的措置による早期の安全・安心が確保されるよう、女性相談員等あらゆる分野の相談に携わる職員、人権擁護委員、民生委員・児童委員等の人材に、被害認知時における関係機関との適切・迅速な連携を図る対応の確認を行うとともに、早期発見に資するよう市における相談対応の充実に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、相談対応、事案認知から関係機関につなぐ過程において、二次被害が起らないよう、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づき、被害者の尊厳の回復を念頭に置き、被害者の心情や状況に寄り添う対応に留意するとともに、被害者の安</p>	<p>総務課</p>

		全を守る個人情報の保護と守秘義務の徹底を図る配慮を行います。	
38	あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・被害者支援に向けた基盤づくり	<p>あらゆる場で起こるセクシュアル・ハラスメントは、依然として、基本的人権を侵害する人権の問題であることについての認識が十分に浸透していない状況がみられる中、個人的問題としてゆがめられ、潜在化する傾向にあり、防止と被害者支援に向けた基盤となる広報・啓発により、広く市民の理解と意識のかん養を図るとともに、女性相談における相談対応の充実に取り組みます。</p> <p>また、相談窓口の明確化と機能充実、研修の実施等より一層の取組を進めます。</p> <p>相談対応に当たっては、二次被害が起らないよう、条例第3条第1項(すべての人の人権の尊重)の規定に基づき、被害者の尊厳の回復を念頭に置き、被害者の心情や状況に寄り添う対応に留意するとともに、被害者の安全を守る個人情報の保護と守秘義務の徹底を図る配慮を行います。</p>	総務課

施策の方向2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

意識調査によると、配偶者等からの暴力を受けた時、約5割の人が「どこ（だれ）にも相談しなかった」としており、その理由に「相談するほどのことでもないと思ったから」「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」を挙げています。また、配偶者等からの暴力を受けた経験において、「身体的暴力」に比べて日常性が高い「大声でどなる」「何でも勝手に決められ、命令される」など言葉や態度による「精神的暴力」が、人権を侵害する行為であることについての認識も全体的に希薄である傾向がみられ、被害者自身を含め配偶者等からの暴力についての人々の認識の状況が、被害の潜在化につながるものが心配されます。

中でも、ジェンダーによる偏見や自らの思い込みが影響を及ぼし潜在する傾向にある男性の被害に注視し、その対応を図ることが必要です。

また、子どもへの深刻な影響を踏まえる対応を図るとともに、若年層が当事者となりやすい交際相手からの暴力（デートDV）の未然防止に向けて、学校における児童・生徒の発達段階に応じた適切な学習・教育を進めることをはじめ若年層への啓発に取り組む必要があります。

このような状況を踏まえ、被害者の潜在化傾向に注視し、被害者の安心と安全を確保する適切・迅速な保護対応、相談員の相談スキル向上等による相談環境・相談体制の充実、子どもへの影響に対する支援、交際相手からの暴力（デートDV）防止への支援など関係課・県・関係機関との連携体制の充実強化を図り「えびの市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づく総合的な取組を推進します。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
39	被害者の安心と安全を確保する適切・迅速な保護対応の充実	<p>被害者の早期の安全確保のために、保護する必要がある被害者について関係機関との連携による一時保護施設への入所、市営住宅への優先入居等による一時避難先の確保、警察の緊急通報装置貸出制度の情報提供、住民基本台帳事務における住民基本台帳の閲覧の制限等の支援措置など適切な対応を図ります。</p> <p>また、災害時の避難所における被害認知において保護する必要がある場合もあるなど多様な被害状況に対応する保護体制についての検討を行います。</p>	総務課 財産管理課

40	被害者の早期発見に向けた体制の充実	<p>「配偶者暴力防止法」に基づく通報制度により早期発見に向けた協力・連携が要請される保健・医療機関、学校関係者等への法制度の周知、「相談対応マニュアル」を活用した情報提供を通じた支援を行います。</p> <p>また、人権擁護委員、民生委員・児童委員、幼稚園・保育所関係者・認定こども園、育児・介護サービス提供者、あらゆる分野の相談に携わる職員や人材等日常業務を通じて早期発見が期待される人、地域における見守り支援活動や防犯活動・地域安全活動に関わる自治会・まちづくり協議会等様々な団体に、配偶者からの暴力に関する情報提供、研修の実施、県・県男女共同参画センター・関係機関等が実施する研修等への参加促進を図る学習機会の提供を行い、児童虐待防止法に基づく通告制度により配偶者等からの暴力の影響を受けている被虐待児童の認知を通じた被害者の発見を含め早期発見による被害者の早期の安全・安心の確保に向けて、地域社会を挙げた気運の醸成を図ります。</p> <p>また、公共施設のトイレに早期発見・救済に向けた相談カードを設置します。</p> <p>情報、学習機会の提供に当たっては、早期発見への協力支援を要請するすべての関係者に対して、二次被害が起らないよう、条例第3条第1項(すべての人の人権の尊重)の規定に基づき、被害者の尊厳の回復を念頭に置き、被害者の心情や状況に寄り添う対応に留意すること、被害者の安全を守る個人情報の保護と守秘義務の徹底についての周知を図ること、通報を受ける可能性のあるすべての職員に対して、通報者の氏名等に関する情報保護の徹底を図る配慮を行います。</p>	総務課 福祉事務所
41	子どもへの影響に対する支援	<p>子どもが育つ家庭環境に配偶者からの暴力が存在することは、児童虐待にあたることについての関係者への周知徹底を図り、児童虐待防止法に基づく通告制度により配偶者等からの暴力の影響を受けている被虐待児童の発見、加害者による連れ去りや不当な接触に対応する、配偶者暴力防止法に基づく子どもに対する接近禁止命令制度の適切・迅速な運用により被害を受けている親子の早期の安全・安心の確保、尊厳の回復に向けた、関係機関との連携による支援を行います。</p>	総務課 福祉事務所 学校教育課

		<p>取組に当たっては、事案認知から関係機関につなぐ過程において、条例第3条第1項(すべての人の人権の尊重)の規定に基づき、子どもの心情や状況に寄り添う対応に留意すること、被害者の安全を守る個人情報の保護と守秘義務の徹底を図る配慮を行います。</p>	
4 2	<p>交際相手からの暴力(デートDV)の被害者支援</p>	<p>若年層が当事者となりやすく、潜在化しやすい傾向にある交際相手からの暴力について、成人式等若年層に関わる行事等において啓発リーフレットを配布するなど多様な機会を捉え、潜在する相談ニーズの掘り起こしを図ります。</p> <p>また、学校での相談対応、事案認知時に関係機関との連携により適切・迅速な対応がなされるよう、教職員等学校関係者への情報提供、学習機会の提供等啓発に取り組めます。</p> <p>取組に当たっては、相談対応、事案認知から関係機関につなぐ過程において、二次被害が起らないよう、条例第3条第1項(すべての人の人権の尊重)の規定に基づき、被害を受けている・受けているおそれのある児童・生徒の尊厳の回復を念頭に置き、その心情や状況に寄り添う対応に留意すること、個人情報の保護と守秘義務の徹底を図る配慮を行います。</p>	<p>総務課 福祉事務所 学校教育課</p>
4 3	<p>相談スキルの向上を図る研修の実施、相談環境・相談体制の充実</p>	<p>女性相談をはじめ、あらゆる相談に携わる相談員、職員、人権擁護委員、民生委員・児童委員等人材に対し、早期発見・二次被害防止・被害認知時における被害者の早期の安全・安心の確保に向けた、関係機関、関係課との適切・迅速な連携による対応マニュアルの周知徹底、個人情報の保護と守秘義務の徹底等相談スキルの向上を図る研修の実施、国・県・県男女共同参画センターが実施する研修への参加促進に取り組めます。</p> <p>また、被害者及び相談員等支援者双方の安全が守られ、被害者が安心して相談を受けられることができる相談環境と、災害時の避難所等被害が起こる場所・時間等多様な状況に対応する被害者の立場に立った相談体制の充実を図るとともに、男性の被害者の相談対応について、県・関係機関等との連携の充実を図ります。</p>	<p>総務課 福祉事務所 学校教育課</p>

4 4	被害者の生活再建に向けた支援	<p>被害者の多様な経済的・生活的状況に応じ、生活保護、児童扶養手当、児童手当等各種経済的支援制度や母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金等貸付金制度、保育等各種サービスに関する情報提供・利用支援、加害者からの追跡等があり現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在居住している地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう、市、教育委員会、学校等による支援を行います。</p> <p>また、被害者の経済的自立のみならず、尊厳の回復に向けて重要な就労について、関係機関・関係団体等との連携を図り、相談、技能取得等の情報提供による支援を行います。</p> <p>各種制度やサービスの情報提供・利用支援、就労支援等に関わる面談等に当たっては、条例第3条第1項(すべての人の人権の尊重)の規定に基づき、被害者の尊厳の回復を念頭に置き、その心情や状況に寄り添う対応に留意すること、支援に関わるすべての関係者に対し、個人情報の保護と守秘義務の徹底を図る配慮を行います。</p>	総務課 福祉事務所 学校教育課
4 5	「えびの市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づく総合的取組を推進する体制の機能強化	「えびの市DV被害者支援連絡会議」において、事案認知時に備える対応マニュアルの確認、相談対応、事案認知時における関係課・関係機関等との連携状況等対応についての事例研究による検証を行い、「えびの市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づく総合的取組の評価を実施します	総務課

重点目標5 「すべての人の人権の尊重」を踏まえる健康支援

【現状と課題】

男女が、生涯にわたり、性差に応じた健康支援に関わるサービスを受けられることは、男女共同参画社会を形成していく上での前提となる重要な課題であり、その根底を成す条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定の基本である「個人の尊重」「男女平等」「個人の能力発揮」に影響を及ぼします。

特に、男性とは異なり、子どもを産む可能性がある性である女性が、結婚・出産・就業等の状況がそれぞれに異なる多様なライフステージに応じて、健康支援に関わる適切なサービスを受けられることは、自らの主体的な選択による自己実現の基盤を成す課題です。

宮崎県においては、人工妊娠中絶実施率が全国よりも高い水準で推移しており、望まない妊娠による女性の健康や長期的なキャリア形成、ライフプランへの影響が、個人としての能力発揮の阻害要因になることに注視し、特に、思春期・若年期における理解の醸成を図る必要があります。

また、個人の尊厳を深く傷つける性犯罪等性に起因する暴力の被害者の多くは女性であり、不妊や育児に悩み、不安をかかえる女性が周囲から孤立する状況が心配されます。女性が直面するこのような困難の根底には、依然として社会全体における女性の性と生殖をめぐる無理解や偏見、男女の不平等な関係があり、固定的性別役割分担意識に基づく家庭的責任が女性にかたよる傾向にあることが影響を及ぼしています。

一方、男性は、女性に比べて肥満状態にある人や喫煙飲酒の習慣がある人の割合が高い状況にあること、本市における自殺者の約6割は男性であり（平成22年～28年の合計による割合）、その背景には、職場における長時間労働等男性中心の労働慣行による心身の健康への影響や、男性自身が社会通念上の男性としての「あるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み精神的に孤立する傾向がみられます。

また、思春期における望まない妊娠が児童虐待につながるおそれがあることや、若年期における性感染症罹患率、交際相手からの暴力（デートDV）に関する状況など性と生殖に関する諸問題が、将来のライフプランに向けた多様な選択の基盤となる心身の健康に影響を及ぼしています。

このような現状を踏まえ、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」概念※を踏まえる条例第3条第5項（性の尊重に基づく健康への配慮）の規定に基づき、女性が、自らの性の自律的主体であることの尊厳が尊重され、すべての女性が、多様なライフステージにおける思春期、妊娠・出産・育児期、更年期、高齢期の各段階に応じて、健康支援に関わる適切なサービスを受けることができ、男女が、性差による身体的特徴や、生涯にわたる人生の各段階において性別により振り分けられる社会的立場の違いにより直面する健康上の問題への対応を図り、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）を踏まえる観点からの健康支援に取り組むとともに、その基盤となる性に関する正しい理解を促進する教育、広報・啓発を進める必要があります。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)～

平成 6 年（1994 年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、生涯にわたって、避妊・妊娠・中絶・出産のすべてのプロセス（過程）において、他者の強制でなく、自ら決定する（いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶなど）権利。安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。（内閣府男女共同参画局）

施策の方向1 生涯を通じた女性の健康支援

女性の健康支援については、女性は、妊娠・出産期のみならず思春期、更年期、高齢期等生涯を通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面すること、平均寿命の伸長、就業や晩婚化等婚姻をめぐる状況における近年の変化に伴い、健康支援に関わるニーズが多様化していることへの対応が求められます。

これまでも、女性特有の子宮がん・乳がん等疾患の早期発見に向けた検診受診率の向上、女性を対象とする健康教育の実施などに取り組んできましたが、えびの市の受診率は県平均の受診率より下回っています。

また、妊娠・出産に関わる一人ひとりの多様な状況への対応を図り、個別の医療的・精神的・経済的状況を踏まえ一貫したサービスの充実に取り組んできました。これらの個別相談・訪問指導による精神的援助は、妊娠・出産・育児の不安やストレスによる産後うつ等の状況改善、虐待傾向、ハイリスク妊産婦等の早期発見につながる重要な役割を果たしている一方で、未婚や若年、配偶者等からの暴力（DV）被害を受けている妊産婦等サービスを受けることが困難な状況に置かれやすい人、不妊や望まない妊娠により困難な状況に置かれている人が、誰にも相談できず孤立していくことが心配されます。

このような状況を踏まえ、潜在する相談・支援に関わるニーズの掘り起こしを図り、条例第3条第5項（性の尊重に基づく健康への配慮）の規定に基づき、女性が、自らの性の主体であることの尊厳が尊重され、すべての女性が、思春期、妊娠・出産・育児期、更年期、高齢期の多様なライフステージに応じて、健康支援に関わる適切なサービスを受けられる機会を確保できることにより、それぞれの個性と能力を発揮し希望する自己実現が図れるよう生涯を通じた女性の健康支援に取り組めます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
4 6	妊娠・出産・育児期における健康支援	<p>妊娠・出産・育児の不安やストレスによる産後うつ等の状況改善や、虐待傾向、ハイリスク妊産婦等の早期発見に向けて、早期妊娠届出の勧奨、母子健康手帳交付時における個別相談、妊・産婦健康診査の実施、助産師・保健師による訪問指導等の実施をはじめ、妊娠・出産に関わる個別の医療的・精神的・経済的状況を踏まえ、平成30年4月に設置した、えびの市母子健康包括支援センターによるサービスの充実に図ります。</p> <p>取組に当たっては、対象となるすべての女性に、相談・支援に関わる情報を入手しサービスを受けられる機会が確保されるよう、多様な機会を捉えた周知を行</p>	健康保険課

		<p>う等潜在するニーズの掘り起こしを図ること、健康診査等集団的アプローチにより認知される困難な状況について、適切・迅速に個別のアプローチに対応する配慮を行います。</p> <p>また、相談や指導の際には、妊娠・出産・育児に関わる不安やストレス、悩み等の背景に、社会における画一的な母親像の影響によるプレッシャー、固定的性別役割分担意識による男性の育児参加の状況があることへの理解を踏まえ、それぞれの人の多様な状況に寄り添った対応ができるよう、画一的な母親像・家族像、固定的性別役割分担意識が強調されることのないよう留意すること、これらについて母子保健推進活動を担う外部の人材に対して周知を図る配慮を行います。</p> <p>また、不妊や望まない妊娠の相談対応の充実を図ります。</p>	
47	女性特有の疾患の早期発見に向けた検診受診率向上、予防等についての啓発	<p>子宮がん・乳がんの早期発見、予防などに関する女性を対象とする健康教育の実施等情報提供・学習機会の提供による啓発活動を行い、女性特有の疾患に関する支援に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、多様な状況にある女性の誰もが、情報を入手しサービスを受けられる機会が確保できるよう、多様な機会を捉える働きかけを行うとともに、受診率や健康教育に関する講座等への参加状況における年代等の動向に注視し、特に、子育てや介護等家庭的責任が女性にかたよる傾向を踏まえ、一時保育の実施、実施日時を考慮する等の配慮を行います。</p>	総務課 健康保険課
48	性に関する正しい理解促進に向けた教育の推進、広報・啓発	<p>女性が、生涯を通じて、安心・安全な性生活と健康を守ることができることは、女性の尊厳に関わることであることについての理解が、依然として社会全体に浸透しておらず、産む可能性を有する女性の性に関わる無理解や偏見、男女の性の不平等が、望まない妊娠、被害者の多くが女性である性犯罪等の要因になっています。</p> <p>思春期からの性教育は、望まない妊娠やその後の児童虐待の防止まで効果があるとされており、思春期・若年期における望まない妊娠、性感染症、性に起因する交際相手からの暴力等の未然防止に向けて、学校におい</p>	総務課 健康保険課 学校教育課

		<p>て、性に関する心身の発育・発達と健康、性感染症の予防に関する知識の習得、生命の尊重や自己及び他者の個人を尊重し、望ましい人間関係を構築することの大切さについて、児童・生徒の発達段階に応じた性教育に取り組めます。</p> <p>取組に当たっては、学校全体での共通理解を図り、性に関する諸問題が、特に女性の「個人の尊厳」と「個人の能力発揮」に影響を及ぼすことについて、児童・生徒の発達段階に応じた理解が深まるよう、条例第3条第1項(すべての人の人権の尊重)の理念に留意する配慮を行います。</p> <p>また、男女共同参画に関する広報・啓発活動を通して、条例第3条第5項(性と生殖に関する健康・権利の尊重)の規定の基盤である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の概念の正しい理解の普及に取り組めます。</p> <p>取組に当たっては、社会的情報が届きにくい傾向にあり、性に関する諸問題の当事者となりやすい若年層への情報発信について工夫する配慮を行います。</p>	
--	--	--	--

施策の方向2 生涯にわたる男女の健康の包括的支援

生涯にわたる男女の健康の保持・増進を図るためには、一人ひとりが、それぞれの健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、心身及びその健康についての知識や情報を入手することができ、男女の身体的違い、生活習慣や意識、就労状況や生活環境の違いによるニーズを踏まえた健康づくりへの支援が必要です。特に、長時間労働等男性中心型労働慣行による男性の心身の健康への影響、男性に多い自殺者の状況から男性への健康づくりへの支援は、男女共同参画の視点で注視する必要があります。

このような状況を踏まえ、心身及びその健康についての正しい知識の普及を図る情報提供、個人の健康意識の向上に向けた広報・啓発、性差に配慮する健康相談の実施、男女のニーズを踏まえる健康づくりの支援等に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
49	市民一人ひとりの健康意識の向上に向けた広報・啓発	<p>健康意識の向上に向けて、健康についての正しい知識と情報を入手する機会が確保されるよう、広報紙への健康に関する記事掲載、健康に関する講座等の実施等多様な機会を捉える広報・啓発活動に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、あらゆる世代にわたる健康意識の広がりに向けて、健康を維持できることは、多様な選択による個人の能力発揮が可能であるための基本であり、将来のライフプラン、長期的なキャリア形成に影響を及ぼすことを踏まえ、特に、社会的情報が届きにくい傾向にある若い世代への情報発信について工夫すること、情報等の内容に性差や性別によるニーズの違いに留意する配慮を行います。</p> <p>また、学校においても、児童・生徒が、健康の大切さを認識し、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力の育成を図る健康教育に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、性差について留意する配慮を行います。</p>	総務課 健康保険課 学校教育課
50	性別に由来する男女のニーズを踏まえる健康づくりの支援	<p>男性は、女性に比して肥満状態にある人や喫煙飲酒の習慣がある人の割合が高い状況にあること、長時間労働等男性中心の労働慣行による影響が心身の健康に及んでいる場合があること等男女の生活習慣、就労状況や生活環境の違いによるニーズを踏まえ、一人ひと</p>	総務課 健康保険課

		<p>りが、それぞれの健康状態に応じて適切に自己管理ができるよう、生活習慣病の予防・改善、メンタルヘルスケアに関する情報提供等による啓発に取り組み、健康相談の機会を提供します。</p> <p>また、男性に多い自殺の背景には、男性自身が社会通念上の男性としての「あるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み精神的に孤立する傾向を踏まえた自殺の未然防止対策に取り組みます。</p> <p>取り組みに当たっては、健康相談、健康教育の実施の際に、男性の悩みや問題が潜在化する傾向にあることに注視し、男性が、相談の場・機会につながるができる情報提供等の方法を考慮し、相談において、それぞれの人の多様な状況に寄り添った対応ができるよう、画一的な男性像、職業観、固定的性別役割分担意識を助長することのないよう留意する配慮を行います。</p>	
5 1	潜在する傾向にある相談支援のニーズへの対応	<p>社会における無理解や偏見により、相談支援を必要とする人が潜在する傾向にある精神疾患やH I V／エイズの患者・感染者、性的少数者等が、安心して相談の場につながるができるよう、関係機関等との連携を図り取り組みます。</p>	総務課 健康保険課
5 2	スポーツ活動を通じた健康づくりの支援	<p>生涯にわたり、心身ともに健康で活力ある生活を送るため、性別・年齢・障がいの有無等にかかわらず、すべての人がスポーツ活動を通じて健康づくりの機会が確保できるよう、高齢期の生活自立の支援に向けて、スポーツ活動を通じた健康づくりに取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、固定的性別役割分担意識に基づく男女の運動習慣の違いや、障がいのある人や加齢による身体機能が低下している人への対応に留意する配慮を行います。</p>	総務課 福祉事務所 社会教育課

重点目標6 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせる 環境の整備

【現状と課題】

高齢化の進行や共働き世帯の増加、単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規労働者の増加等により、経済的に不安をかかえている人、介護・看護、子育てに困難をかかえている人、加齢等により日常生活に支障をきたしている人、人間関係に悩んでいる人など幅広い層で生活上の困難をかかえる人が増加しています。また、それらの困難は、当事者の子どもや配偶者、親など家族がかかえる困難とも複合的に絡み、生活困窮状態や社会的孤立の状態につながり、潜在化する傾向にあることが心配されます

特に、女性は、出産・育児等による就業中断、賃金等処遇の男女格差、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント等、性別に起因する暴力によりきたす社会生活への支障などの要因により、男性に比べて生活上の困難を複合的にかかえる状態に陥りやすくなっています。このような状態の根底には、社会における男女の不平等な関係があり、障がいのある女性や外国人の女性は、障がいがある・外国人であるということに加えて女性であるということによる偏見や差別的取扱いにより複合的に困難な状況にある場合が少なくありません。

一方、男性においても、家庭や職場における固定的性別役割分担意識に基づく慣行が家族や地域との関わり方、仕事優先の生き方に影響を及ぼし、単身世帯や父子世帯、介護中であるなどの状況に複合的に生活上の困難をかかえる人が増加しています。このような状況には、社会や周囲からの男性であるということでの抑圧、当事者自身のとらわれが影響していることもあり、地域からの孤立化につながる傾向が心配されます。

また、若年層においても、不登校やひきこもり等社会的に孤立する状況や未就労、非正規雇用の増加による貧困等の課題が表面化しており、その背景には、社会通念上の男性像・女性像により社会や家族からの期待や求められる役割が男女で異なることが、一人ひとりの多様なありかたに抑圧的に働いていることの影響があります

このような若年層における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響による就業や健康等の状況は、世代をわたり、高齢者の生活の安定と自立の状況に引き継がれていく傾向がみられます。

さらに、性的少数者であることへの偏見や差別的取扱いによる生活上の困難が潜在化する傾向にあること、災害時において、平時の固定的性別役割分担意識が強化され、男女で異なるニーズや状況が配慮されないことが、被災者の心身の回復、生活再建に影響を及ぼし、被災地の復興を遅らせる要因にもなることについての対応が要請されています。

このような現状を踏まえ、今後さらに加速する少子・高齢化等により多様化、複雑化していく生活上の困難や課題に関わる施策において、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定を基盤とする男女共同参画の視点を踏まえ、性別に由来する偏見や差別的取扱い、家庭・職場・地域における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響により一人ひとりの生活が直

面する多様な状況に複合的に絡む困難や課題の適切な認知に努めるとともに、それらが世代をわたり引き継がれる傾向にも注視し、関係課・関係機関等との連携及び、地域コミュニティ等あらゆる主体との協働により、より一層、複合的に困難な状況にある人の生活の安定と自立に向けた包括的な支援に取り組む必要があります。

施策の方向1 複合的に困難な状況にある一人ひとりの生活の安定と自立に向けた 男女共同参画の視点を踏まえる包括的な支援

ひとり親家庭は、経済、子どもの教育、健康面などで多岐にわたる不安をかかえている傾向があり、特に、母子家庭には、生活安定の基盤となる経済面において厳しい状況がみられますが、父子家庭の所得についても、二人親世帯に比べて低い傾向にあり、このような状況には、ひとり親家庭において仕事と家庭の両立が難しいことが影響しています。

また、今後さらに加速する高齢化に伴い、認知症や疾病等による介護・看護を必要とする人が増えていくこと、増加する一人暮らしの高齢者が、若い時期からの社会における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響により、女性の場合、相対的に貧困の状態に置かれやすく、男性の場合、地域から孤立する状態に陥りやすい傾向にあること、夫婦のみ世帯における老々介護の状況などが心配されます。

高齢者が直面するこのような困難は、少子化の現況における多重介護や親の介護による離職、子育てと親等の介護の負担を同時に担う状況など、子どもや孫の世代が直面する困難にも及んでいます。

一方、高まりつつある高齢期における就業や社会参加へのニーズへの対応も要請されます。

このような状況を踏まえ、ひとり親家庭、不登校やひきこもり等の状態にある若年層、高齢者、障がいのある人等複合的に困難な状態にある人の生活の安定と自立に向けて、性別に由来する偏見や差別的取扱い、家庭・職場・地域における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行による影響が世代をわたり引き継がれる傾向に注視し、より一層、一人ひとりの多様な状況への対応が図られるよう、男女共同参画の視点を踏まえる包括的な支援に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
5 3	ひとり親家庭等の個々の多様な状況への対応の深化を図る包括的な支援	<p>個々の多様な状況に応じて、児童扶養手当の支給、医療費の助成、母子家庭への母子父子寡婦福祉資金の貸付けなどの経済的支援、子育てや介護・看護等により仕事と家庭の両立が困難な状況への生活的支援、心身の健康面における相談対応による支援、就業相談や自立支援金給付など自立に向けた支援に、子どもの状況及び将来にわたる影響を踏まえた上で、関係課・関係機関との連携により包括的に取り組みます。</p> <p>また、未婚や若年のシングルマザー、地域で孤立しがちな父子家庭について、必要とする支援につながるよう潜在する実態とニーズの把握に努めます。</p> <p>取組に当たっては、相談等面談の際に、個々の多様な状況への寄り添った対応がなされるよう、画一的な男</p>	福祉事務所

		<p>性像・女性像・家族像、固定的性別役割分担意識による思い込みに留意すること、個々の生活実態における複合的に困難な状況をより適切に認知するために、男女の身体的特性、固定的性別役割分担意識や性別に由来する差別的取扱いの影響に注視すること、それらの困難を適切・迅速に関係課・関係機関等の相談・支援に関わるサービスにつなぐ配慮を行います。</p>	
54	<p>障がいのある一人ひとりの多様な状況への対応の深化を図る包括的な支援</p>	<p>障がいのある人が、必要とするサービスを受けつつ、希望する自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障がいの特性や性別、家族構成の違いなど一人ひとりの多様な状況に応じた障害福祉サービスや権利擁護に関わる等の相談支援、地域生活支援の提供体制の整備等経済的・生活的支援、自立に向けた支援に包括的に取り組みます。</p> <p>また、障がいのある子どもが、安心・安全に暮らし、将来に向けて自立し、社会参加するための力を培う特別支援学級における教育支援など、一人ひとりの多様な状況に応じた必要な支援を実施します。</p> <p>取組に当たっては、相談等面談の際に、個々の多様な状況への寄り添った対応がなされるよう、画一的な男性像・女性像・家族像、固定的性別役割分担意識による思いこみに留意すること、個々の生活実態における複合的に困難な状況をより適切に認知するために、男女の身体的特性、固定的性別役割分担意識や性別に由来する差別的取扱い、配偶者等からの暴力等性別に起因する暴力と虐待との不可分な関係の影響に注視すること、それらの困難を適切・迅速に関係課・関係機関等の相談・支援に関わるサービスにつなぐこと、これらの男女共同参画の視点を踏まえる配慮について連携する外部の人材への周知を図る配慮を行います。</p> <p>また、看護・介助を担う人が、固定的性別役割分担意識に基づく家族責任をかたよって負担している状況に注視し、当事者の家族の心身の健康、生活、就業、社会との関わりなど当事者の家族がかかえる困難の認知に留意する配慮を行います。</p>	福祉事務所

5 5	高齢者一人ひとりの多様な状況への対応の深化を図る包括的な支援	<p>高齢者が安心・安全に暮らし、希望する自立と社会参加の実現を図ることができるよう、一人ひとりの多様な状況に応じた適切な医療・介護に係るサービスの提供、介護予防等健康や安心・安全な生活面・経済面の支援、就業や社会参加の支援等に、高齢者の現状が、若い時期からの社会における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響を受けていることを踏まえた上で、包括的な支援に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、相談等の面談の際に、一人ひとりの多様な状況への寄り添った対応がなされるよう、画一的な男性像・女性像・家族像、固定的性別役割分担意識による思いこみに留意すること、個々の生活実態における複合的に困難な状況をより適切に認知するために、男女の身体的特性、固定的性別役割分担意識や性別に由来する差別的取扱い、配偶者等からの暴力等性別に起因する暴力と虐待との不可分な関係の影響に注視すること、それらの困難を適切・迅速に関係課・関係機関等の相談・支援に関わるサービスにつなぐこと、これらの男女共同参画の視点を踏まえる配慮について連携する外部の人材への周知を図る配慮を行います。</p> <p>また、介護を担う人が、固定的性別役割分担意識に基づく家族責任をかたよって負担している状況に注視し、当事者の家族がかかえる心身の健康、生活、就業、社会との関わりなど困難の認知に留意する配慮を行います。</p>	福祉事務所 介護保険課
5 6	子どもや若者一人ひとりの多様な状況への対応の深化を図る包括的な支援	<p>家庭の生活・経済状況等による困難が、子どもの進学機会や学習意欲に影響を及ぼし、世代をわたり継承されることのないよう子ども一人ひとりの多様な状況に応じて、教育や福祉の関係者、地域コミュニティ、地域のボランティア等との連携・協働による生活・学習面への支援、家庭への支援、学校における不登校やいじめなどの問題へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる対応、子どもに対する虐待や性犯罪の未然防止、被害の早期発見、被害者である子どもの心身の回復に向けた関係機関等との連携による適切・迅速な対応による支援を行うなど、複合的に困難な状況にある子ども一人ひとりの生活の安心・安全を図る</p>	総務課 福祉事務所 学校教育課

		<p>包括的な支援に取り組みます。</p> <p>また、社会生活上の困難に直面する若者及び、その家族への相談対応、ニート等就労困難な状態への支援、配偶者や交際相手からの暴力、性犯罪等の被害者の尊厳の回復や自立に向けた関係機関等との連携による支援を行うなど、若者一人ひとりの多様な状況に応じた包括的な支援に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、相談等面談の際に、一人ひとりの多様な状況への寄り添った対応がなされるよう、画一的な男性像・女性像・家族像、固定的性別役割分担意識による思いこみに留意すること、個々の生活実態における複合的に困難な状況をより適切に認知するために、男女の身体的特性、固定的性別役割分担意識や性別に由来する差別的取扱いの影響に注視すること、それらの困難を適切・迅速に関係課・関係機関等の相談・支援に関わるサービスにつなぐこと、これらについて連携・協働する関係者への周知を図る配慮を行います。</p> <p>また、若年期における就業や健康、社会との関わり等による生活的・経済的状況の影響が、その高年期にまで及ぶ傾向があることを踏まえ、学校におけるキャリア教育等において、男女ともに経済的に自立することの重要性を認識し、長期的な視点に立ったライフプランにおける職業観を培えるよう、将来に向けた社会人・職業人としての自立を支援する教育・学習を推進します。</p>	
57	外国人・性的少数者であること等により複合的に困難な状態にある一人ひとりの多様な状況に応じた包括的支援	<p>外国人であること、性的少数者であること等により複合的に困難な状態に陥りやすい一人ひとりの多様な状況に応じた、相談から支援につなぐ包括的な支援を行います。</p> <p>取組に当たっては、相談等面談の際に、一人ひとりの多様な状況への寄り添った対応がなされるよう、外国人であること・性的少数者であること等への偏見や画一的な男性像・女性像による思いこみに留意すること、多言語に対応できる体制を図ること、個々の生活実態における複合的に困難な状況をより適切に認知するために、外国人であること、外国人であり女性であること、性的少数者であることによる偏見や差別的取扱い</p>	総務課 市民協働課

		の影響に留意すること、それらの困難を適切・迅速に関係課・関係機関等の相談・支援に関わるサービスにつなぐ配慮を行います。	
58	災害により直面する複合的に困難な状況における男女のニーズの違いへの対応	<p>被災時には、固定的性別役割分担意識が強化され、増大する家庭的責任が女性に集中する一方、男性には復旧作業の負担がかかる傾向にあること、避難所の運営が主に男性によって行われる場合、女性や子育て家庭のニーズが十分に反映されないことにより、平時より一層複合的な困難に直面する人が増加します。</p> <p>このような状況を踏まえ、避難所運営に当たって、安全やプライバシーの確保等、男女のニーズの違いや子育て家庭のニーズへの配慮を行い、女性・高齢者・障がい者・外国人等災害時に困難をかかえやすい人々に配慮した防災・災害に関する情報提供の促進を図り、被災時における配偶者等からの暴力等性別に起因する暴力に対応するため、避難所における被害者の立場に立った相談を実施します。</p> <p>また、「地域防災計画」「避難所管理運営マニュアル」策定過程への女性の参画を推進します。</p>	基地・防災対策課

施策の方向2 誰もが安心して暮らすことができる生活基盤の充実を図る取組の推進

一人ひとりの生活形態・生活状況の違いによる子育て支援、介護等生活支援に関わる多様なニーズへの対応を図るべく、本市においても様々なサービスの提供に努めています。

一方、生活上の困難や課題に関わる行政サービスに結びつかないまま潜在する状況は深刻化する傾向にあり、子育てや介護・看護の困難をかかえている人、不登校やひきこもり等の状況にある若者、生活困窮状態にある人など地域との関わりが希薄になり孤立していく状況が心配されます。

このような状況を踏まえ、生活上の困難や課題をかかえる人を支える様々なサービスの提供、子育てや介護に係る多様化・複雑化するニーズへの対応、支援を必要とする状況にある人が、できるだけ早期に行政サービスを受けられる体制の整備等に取り組みます。

また、多様化・複雑化する一人ひとりの生活上の困難に行政サービスのみで対応するには限界があり、一人ひとりにより近い地域において、一人ひとりの尊厳の尊重と住民参加を基本とする地域の人々の支え合いによる地域福祉を推進し、住民生活に身近な人材や、地域コミュニティ等多様な主体との連携協働による切れ目の無い支援体制の整備に取り組み、その基盤となる一人ひとりの人権が尊重される生活環境の醸成に向けて、条例第3条第1項(すべての人の人権の尊重)の規定を踏まえた男女共同参画意識のかん養を図る啓発を推進します。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
59	一人ひとりの人権が尊重される生活環境の醸成に向けた、市民一人ひとりの男女共同参画意識のかん養を図る啓発	性別や障がいの有無、外国人であること、生活困窮状態や社会的孤立の状態にあること等による社会における様々な偏見や差別的取扱いによる影響が、条例第3条第1項(すべての人の人権の尊重)の規定の基本である「個人の尊厳」「男女平等」「個人の能力発揮」に及び、複合的に困難な生活状況に共通する要因になることを踏まえ、一人ひとりの人権の尊重の深化を図る男女共同参画意識のかん養を図る啓発を推進します。	総務課
60	子育て・介護に係る困難を包括的に支える基盤整備	子育て支援については、延長保育・障がい児保育・病後児保育、放課後児童対策の実施、地域子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業等の実施による多様な保育サービスの充実、潜在する困難な状況の早期の認知、ニーズの掘り起こしに向けた多様な機会を捉える相談の実施、民生委員・児童委員等との連携による子育て家庭への相談対応、子育てに関する積極的な情報提供を図る体制整備等に取り組みます。	福祉事務所 介護保険課

		<p>介護に係る支援については、介護する人・介護を受ける人の多様な状況に対応する多様な介護サービスの提供、包括的・継続的なケアマネジメント事業の推進、支援・援助を必要とする状況にある人が、できるだけ早期に行政サービスを受けられるよう高齢者実態把握事業などに取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、相談等面談の際に、一人ひとりの多様な状況への寄り添った対応がなされるよう、画一的な男性像・女性像・家族像、固定的性別役割分担意識による思いこみ、「子育てのあるべき姿」「介護のあるべき姿」が強調されることのないように留意すること、個々の生活実態における複合的に困難な状況をより適切に認知するために、男女の身体的特性、固定的性別役割分担意識や性別に由来する差別的取扱いに注視すること、適切・迅速な関係課・関係機関等の連携を図ること、これらについて連携・協働する関係者への周知を図る配慮を行います。</p>	
6 1	<p>地域の人々や様々な主体との連携・協働による切れ目の無い支援体制の整備</p>	<p>生活上の困難をかかえる一人ひとりにより近い地域において、一人ひとりの尊厳の尊重と住民参加を基本とする地域の人々の支え合いによる地域福祉の推進に向けて、関係課間の連携の充実を図り、住民生活に身近な人材や、地域コミュニティ・サービス提供事業所等多様な主体との連携・協働による切れ目の無い支援体制の整備に取り組みます。</p> <p>取組に当たっては、地域福祉の担い手となる地域住民、地域コミュニティ等関係者による様々な支え合い活動が、一人ひとりの多様な状況への寄り添った対応により行われるよう、男女共同参画・地域福祉・コミュニティづくり等に関する地域における学習機会の提供を通じた周知を行うこと、画一的な男性像・女性像・家族像、固定的性別役割分担意識による思いこみ、子育てや介護等の「あるべき姿」が強調されることのないように留意すること、困難の認知時に適切・迅速に関係課や関係機関等につなぐ対応についての周知を図る配慮を行います。</p> <p>また、「生活困窮者自立支援法」に基づく相談支援・</p>	<p>総務課 市民協働課 福祉事務所</p>

		就労支援・居住確保支援・家計相談支援等の取組との連携の充実を図る等地域における社会資源の包括的な活用を進めます。	
--	--	--	--

重点目標7 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

【現状と課題】

社会経済情勢の変化に伴い、多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、行政をはじめ地域における多様な個人、多様な主体の協働による地域づくりが要請されています。

中でも、地域コミュニティは、住民一人ひとりに近く在り、子どもから高齢者まであらゆる世代にわたる多様な人々で構成されており、地域生活の課題解決に向けて、性別や世代、障がいの有無、就労状況等にかかわらず多様な人々の「住民参加」を基本とし、必要に応じて、協働による地域づくりの重要な主体であることが期待されています。

本市においても、それぞれの地域において地域の人々や諸団体による様々な活動が行われています。一方、地域コミュニティの基礎的な住民自治組織である自治会においては、人口の減少及び高齢化により、活動の停滞、将来に向けたコミュニティの持続可能性が心配される状況もみられます。

意識調査によると、「地域活動への参加」について、男女とも「自治会活動」に参加している人の割合が最も高くなっていますが、「集会でのお茶汲み、調理等は女性がする」「役員や催し物の企画などの決定は主に男性がする」など地域活動が固定的性別役割分担意識を反映して行われている傾向にあります。

また、「男女の平等感」について、「地域社会（自治会など）」において「平等」とする人の割合29.7%は、男性と比べて女性では15.8ポイント低くなっており、方針決定への女性の参画も低調な状況です。

自治会等地域コミュニティにおける地域づくり活動が、固定的性別役割分担意識を反映する慣行により行われると、家族形態や共働き世帯の増加等住民のライフスタイルの多様化などに伴い多様な状況にある住民生活への対応が困難になり、住民ニーズをくみ取る地域づくり活動に影響を及ぼします。

また、若い世代や単身者、子育てや看護・介護等と就業との両立に困難をかかえる人などが地域との関わりが希薄になる傾向にある一方で、一部の人に活動の負担がかたよる状況もみられます。

このような現状を踏まえ、地域コミュニティにおける「共助」の力量が一層高まるよう、地域づくり活動における男性主導、固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しを進め、女性をはじめ多様な人々による住民参加を促進し多様な住民ニーズをくみ取る仕組みづくりを行うことが必要です。

このような取組は、住民自治に関わる重要な課題であるため、地域コミュニティにおける主体的な実践につながるよう、その基盤に必要な男女共同参画、協働の視点を踏まえる地域コミュニティづくりについての理解の醸成を図る学習機会の提供、相談対応などの支援を行う必要があります。

施策の方向1 地域コミュニティの「共助」の力量を高める男女共同参画の視点に 立った基盤づくりへの支援

地域コミュニティは、性別、年齢、障がいの有無など多様な状況にある一人ひとりが包括される生活基盤です。

本市においても、誰もが安心して暮らすことができる地域であるために、高齢者等の見守りや防災・防犯など人々の安心・安全な暮らしに関する取組を、地域コミュニティをはじめ様々な団体等との連携・協働により進めています。

一方、地域社会の多様化、高齢化等の変化に伴い、地域によっては、コミュニティの自治性と共同性の基盤である人々の連帯感や帰属意識の希薄化により、地域の人々の支え合いによる地域生活に関わる課題解決に向けた取組を行うことが難しく、「共助」の機能が低下する状況もみられます。

このような状況を踏まえ、地域コミュニティにおいて、従来の男性主導、固定的性別役割分担意識に基づく慣行を見直し、協働による地域づくりを進める基盤づくりに向けた主体的な取組が促進されるよう、男女共同参画・コミュニティづくりに関する出前講座実施の拡充等コミュニティ施策との連携による積極的な学習機会の提供、相談対応等による支援に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
6 2	地域コミュニティで男女共同参画を進めるための、学習機会の提供、相談支援	地域コミュニティづくりにおける男女共同参画の視点の必要性についての理解の促進を図り、従来の男性主導、固定的性別役割分担意識に基づく組織運営や活動における慣行の見直し、方針決定過程への女性の参画の拡大を図る主体的な取組が行われ、地域コミュニティにおける安全・安心、安否確認・見守り、災害時における避難所運営に係る活動等が男女共同参画の視点を踏まえて行われるよう、コミュニティ施策との連携を図り、男女共同参画、コミュニティづくりに関する積極的な出前講座等による学習機会の提供と、地域コミュニティにおける主体的な取組の過程における助言、相談対応による支援を行います。	総務課 市民協働課
6 3	地域コミュニティにおける協働の手法を活用した地域づくり活動への支援	住民自治による「共助」の場である地域コミュニティにおける、地域生活に関わる多様な課題の解決に向けた地域づくりの取組には、必要に応じて、地域の人々や地域に潜在する多様な個人や市民活動団体等多様な主体が有する知見や情報、技術、ネットワーク等の資源の活用を図る協働の手法が必要です。	総務課 市民協働課

		<p>特に、まちづくり協議会には、協働による地域づくりの拠点（プラットフォーム）としての機能が要請されており、地域づくりに関する計画の策定、地域づくり事業の立案等の段階における助言、相談対応、学習機会の提供による支援を行います。</p> <p>取組に当たって、地域づくりにおいて取り組むべき課題が、住民ニーズをくみ取り明確であることが協働の前提であることを踏まえ、その課題認知において、男女共同参画の視点が必要であることについての周知を図る配慮を行います。</p>	
--	--	--	--

施策の方向2 多様な人々による男女共同参画の視点に立った住民参加を進める取組の推進

地域コミュニティにおける地域づくり活動が、条例第3条第1項（すべての人の人権の尊重）の規定に基づく、個人の尊重と男女平等（「性別にかかわらず、一人ひとりの人権の尊重」）を基盤とする男女共同参画の視点を踏まえて行われることにより、女性や若い世代、障がいのある人など多様な住民の参加が促進され、防犯・防災、健康づくり、介護する人・介護を受ける人の支援、子育て支援、配偶者等からの暴力や虐待の早期発見、生活困窮状態にあるなど生活上の困難をかかえる人・社会的孤立の状態にある人の寄り添い支援など多様な住民ニーズへの対応力が高まり、地域づくり活動の深化を図ることが期待されます。

また、地域によっては、住民参加の基本であり、住民ニーズをくみ取るべき話し合いの場で、依然として女性や若い世代が発言しにくいという状況にあり、「共助」の力量に影響を及ぼしています。

このような状況を踏まえ、地域コミュニティにおいて、性別や世代、障がいの有無、就労状況等にかかわらず多様な人々による「住民参加」が促進されるよう、その基本である一人ひとりが尊重され誰もが気軽に参加できる話し合い活動の支援、男女共同参画の視点に立ったコミュニティづくりを担う身近で実践力のある人材育成に取り組みます。

	男女共同参画施策	内 容	担当課
6 4	地域コミュニティにおける一人ひとりが尊重される話し合い活動の普及	住民参加の基本である、多様な立場を超えて誰もが気軽に集い、一人ひとりが尊重される話し合いの在り方を体験的に学ぶ学習の機会を「男女共同参画施策6 3」において提供し、このような話し合いの場が地域コミュニティに創出されることにより、潜在する困難な状態にある人の早期の認知、住民ニーズのくみ取り、住民間の自発的な支え合い、地縁の深まりによるコミュニティ意識の醸成等につながり、多様な人々による住民参加を促進することに有効であることの理解を図り、地域コミュニティにおける一人ひとりが尊重される話し合い活動の普及に努めます。	総務課 市民協働課
6 5	男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりを担う地域生活に身近で実践的な人	「男女共同参画施策6 3」「男女共同参画施策6 4」を通して、一人ひとりの人権を尊重する態様や支援する人と支援される人が分断されない支援のありかたなど、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりについて実践的に学び、日常の営みの中で、地域コ	総務課 市民協働課

	材の育成	<p>コミュニティに潜在する困難な状況が想定される一人ひとりに寄り添い、コミュニティとの関わりをつくりだす地域生活に身近で実践的人材の育成に取り組みます。</p> <p>また、地域コミュニティにつながるきっかけがないまま潜在する新たな人材の掘り起こしに努め、多様な人々による男女共同参画の視点を踏まえる地域コミュニティづくりへの住民参加を進める気運の醸成を図ります。</p>	
--	------	---	--

第4章 計画の推進

1 推進体制の充実

この計画を総合的かつ計画的に推進するために、推進体制の充実を図ります。

(1) 男女共同参画推進審議会・男女共同参画行政推進会議の機能発揮

条例第16条第1項により設置された男女共同参画推進審議会において、条例第16条第2項に基づく基本計画の策定、男女共同参画施策の実施状況等の事項についての調査審議を行い、その意見を施策に反映します。

「えびの市男女共同参画行政推進会議設置要綱」により設置された男女共同参画行政推進会議において、本計画に基づく施策・事業の進捗状況の評価を行い、その結果に基づく施策・事業の改善を積極的に進めるとともに、計画に設定された数値目標の管理など総合調整機能の一層の充実を図ります。

また、男女共同参画推進審議会及び男女共同参画行政推進会議の機能が十分に発揮されるよう、総務課において連絡調整等事務を行います。

(2) 進行管理の徹底

本計画に基づく事業が、基本法第15条（施策の策定等に当たっての配慮）の規定に基づき「男女共同参画の視点」を踏まえる配慮を行い実施されるよう、年次毎に行う計画の進捗状況の評価（年次評価）を行い、男女共同参画推進審議会における審議を経て、施策・事業の改善及び見直しに反映します。

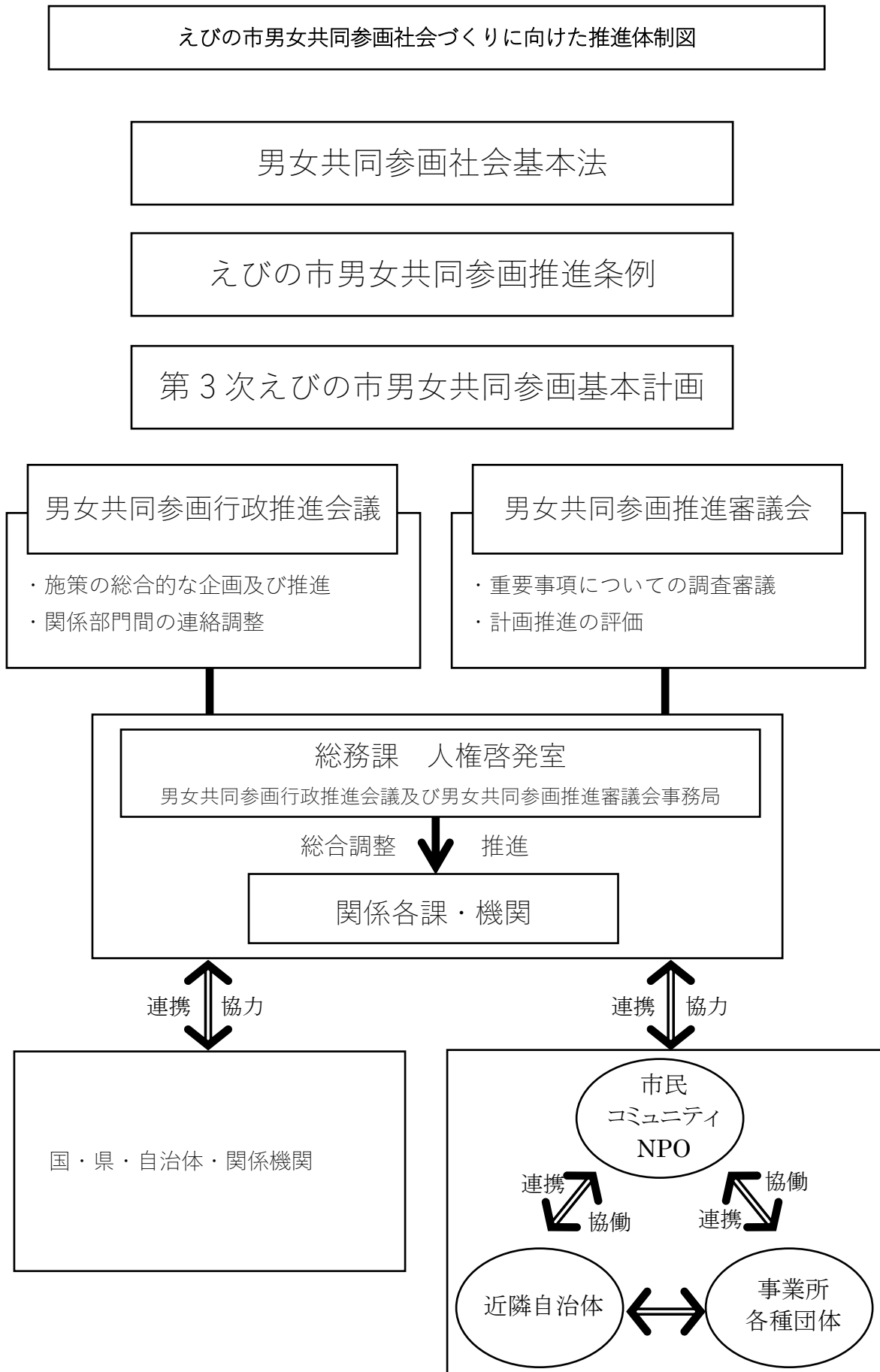
(3) 市民との協働

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、市民一人ひとりの男女共同参画意識に基づく、家庭、地域、職場等生活に身近な場における行動にかかっており、市民的広がりをもって進めるための市民との協働が必要とされます。市民との協働により進める体制の整備に向けて、県知事より委嘱された男女共同参画地域推進員との連携・協働の充実を図り、生活に根差して身近に男女共同参画を進める幅広い層の人材を計画的に養成します。

(4) 男女共同参画に関する申出制度の適切な運用

条例第15条（相談及び苦情の処理等）の規定に基づき、市が実施する男女共同参画に関する施策への市民からの申出を受ける制度について広く市民への周知を行い、その活用を図ります。申出された事項については、施策の改善・見直しに反映するとともに、条例第8条（性別による権利侵害の禁止）の規定に基づく事項については、関係機関等との連携・協力により適切に対応します。

2 推進体制図



別表 1

計画が目指す数値目標

番号	重点目標	施策番号	設定項目	現況値		目標値	
				数値	年度	数値	年度
1	1	1	男女共同参画が推進されていると思う市民の割合	17.8%	2017	40%	2023
2	1	1	えびの市男女共同参画推進条例を知っている人の割合	53.2%	2017	90%	2023
3	1	2	男女共同参画に関する講演会等の参加者数	277 人	2017	400 人	2023
4	2	23	市職員の配偶者出産休暇の取得率	85.7%	2017	80%	2023
5	2	23	市の男性職員の育児参加のための休暇又は育児休業の取得の割合	—	—	13%	2023
6	3	25	審議会等における女性登用率	25.4%	2017	30%	2023
7	3	27	女性の認定農業者数	32 人	2018	40 人	2023
8	3	32	消防団員に占める女性の割合	11 人	2018	17 人	2023
9	4	40	「配偶者暴力防止法」を知っている人の割合	67.5%	2017	90%	2023
10	4	40	DV被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合	54.2%	2017	100%	2023
11	5	47	乳がん検診受診率	9.0%	2017	20.3%	2023
12	5	47	子宮頸がん検診受診率	10.4%	2017	25.0%	2023
13	6	60	保育所等待機児童数	0 人	2017	0 人	2023
14	6	60	ファミリーサポートセンター年間利用者数	422 人	2017	500 人	2023